

(3) 中古品市場規模、リターナブルびんの使用率

ア 中古品市場規模

中古品市場規模については、データを掲載している「商業統計表」(経済産業省)が5年毎に公表されることから本年度についてはデータの更新は行っていません。(「商業統計表」の次の調査は平成24年に予定しています。)

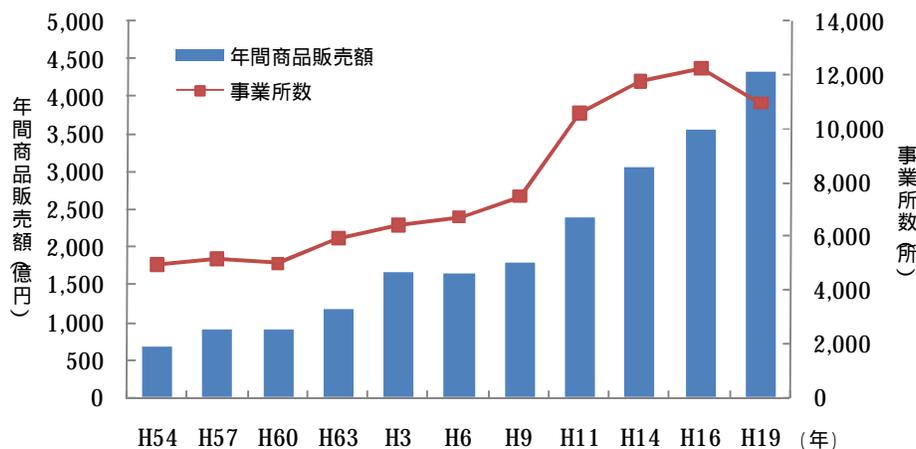
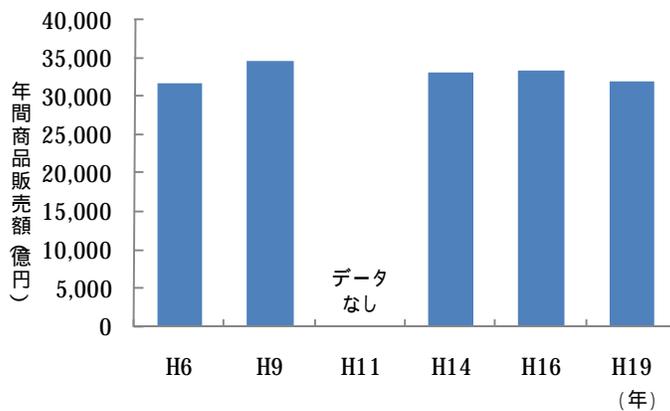


図 38 中古品小売業¹ (骨とう品小売業含む)



出典：経済産業省「商業統計表」

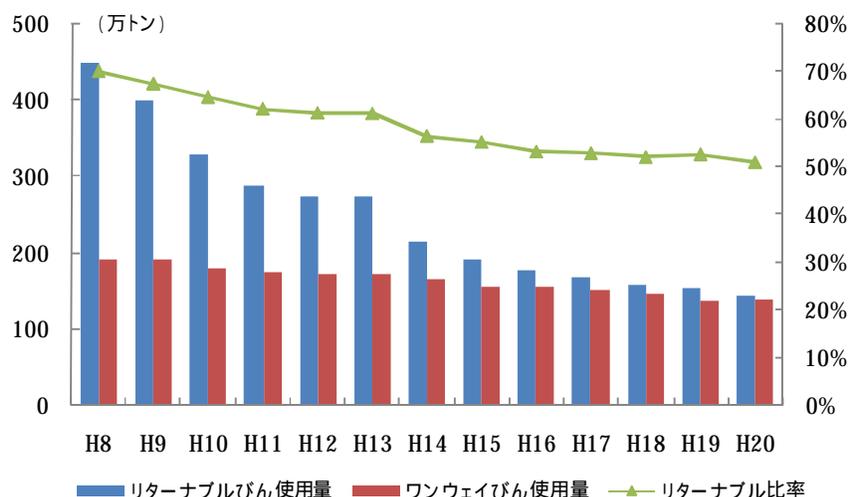
図 39 中古自動車小売業

¹ 主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所

イ リターナブルびんの使用率

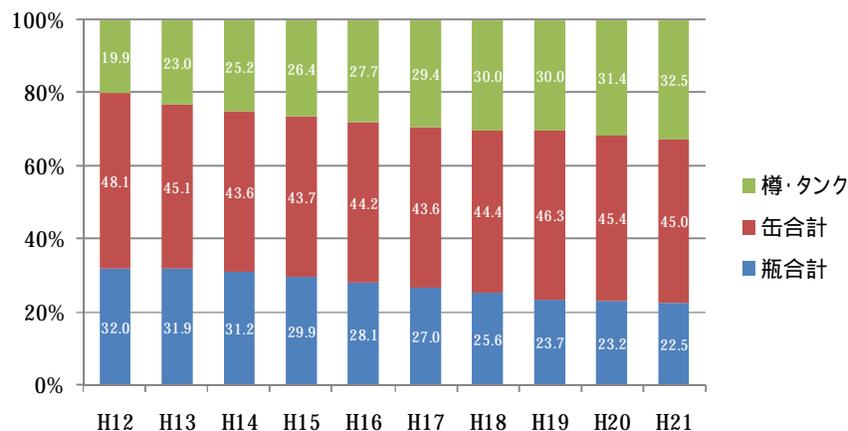
リターナブルびんの使用量は減少傾向が続き、ほぼ横ばいで推移しているワンウェイびんの使用量と同等となってきました。

また、エコロジーボトルの使用は平成 12 年から平成 18 年にかけては増加傾向にあったものの、ここ 2、3 年は横ばいとなっており、R マークびんは平成 21 年に減少傾向が見られます。



リターナブル比率 = リターナブル使用量 / (リターナブルびん使用量 + ワンウェイびん使用量)
 出典：ガラスびんリサイクル促進協議会提供資料より作成

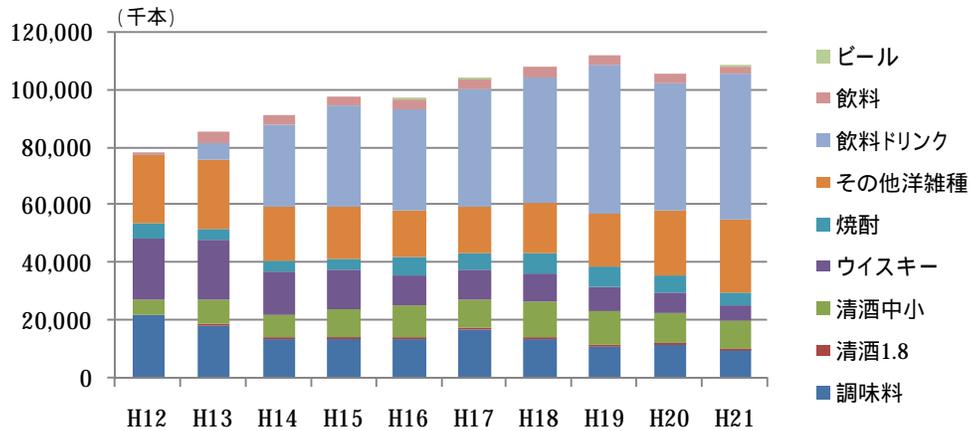
図 40 リターナブルびん²使用量等の推移



出典：ビール酒造組合「ビール市場動向レポート」より作成
 加盟 5 社の報告を加重平均した推定値
 びんについて、リターナブルびんとワンウェイびんの内訳は不明

図 41 (参考) ビールの容器別販売動向

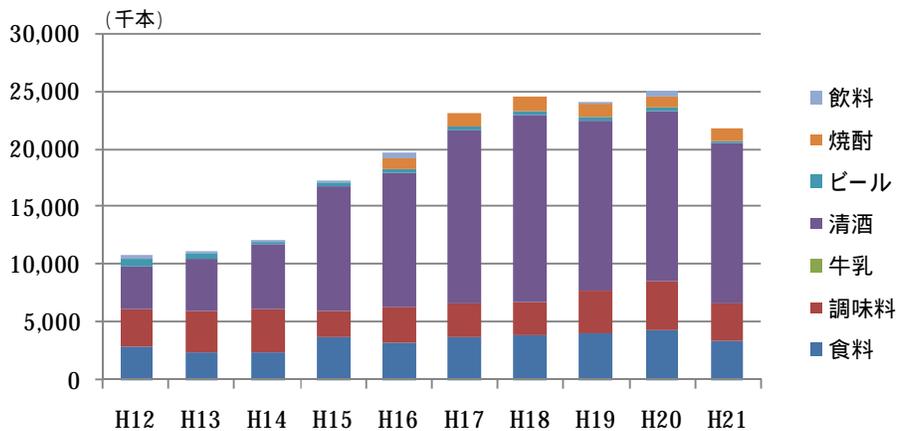
² あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびん。ビールびん、牛乳びん、一升びん等。
 (出典：日本ガラスびん協会 HP)



出典：日本ガラスびん協会

飲料：概ね 200ml 以上の飲み物，飲料ドリンク：炭酸飲料、栄養ドリンク等

図 42 エコロジーボトル³の使用状況



出典：日本ガラスびん協会

図 43 R マークびん⁴の出荷量

³ 無色と茶色以外の色（青、緑、黒など）が混ざったカレットを重量比で 90%以上原料としてつくるびん（出典：ガラスびんリサイクル促進協議会 HP）

⁴ R マークは、リターナブルびんであることを容易に識別できるようにしたマークで、会員会社が日本ガラスびん協会から事前に許可を得て製造したリターナブルびんにのみ使用することができる（出典：日本ガラスびん協会 HP）。

(4) 「リユースカップ」導入スタジアム数等

ア リユースカップの導入を実施しているスタジアム

小瀬スポーツ公園陸上競技場（甲府市）

収容人数：1万7,000人

実施時期：平成16年4月～現在

対象飲料：ソフトドリンク、ビール、ポップコーン

回収システム：デポジットあり（¥100）、回収所あり

運営・管理：NPO法人スペースふう

表 48 小瀬スポーツ公園陸上競技場における利用実績

	単位	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
リユースカップ 導入試合数	試合	21	23	20	20	21	25	18
合計利用個数	個	35,050	44,093	85,395	80,110	58,725	73,703	55,226
平均回収率	%	82.6%	82.7%	84.4%	88.3%	88.3%	86.6%	85.0%

平成22年の実績は10月末時点のものである。

出典：NPO法人スペースふう提供のデータを元に作成。

東北電力ビッグスワン（新潟市）

収容人数：4万2,300人

実施時期：平成17年3月～現在

対象飲料：ビール、チューハイ等アルコール類

回収システム：デポジットあり（¥100）、売店回収

運営・管理：愛宕商事株式会社

表 49 東北電力ビッグスワンにおける利用実績

	単位	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
リユースカップ 導入試合数	試合	23	22	25	23	24	20
合計利用個数	個	229,339	178,517	161,516	141,287	130,173	110,108
平均回収率	%	96.3%	97.0%	96.0%	96.5%	97.4%	97.8%

平成22年の実績は10/17（日）時点のものである。

サポーター、売店からの希望に応え、平成22年7月より従来の650mlサイズのカップに加え、450mlカップを追加し、チューハイ、梅酒、カクテルなどのリユースカップによる提供を開始。観客動員が減少しているため、使用数は減少傾向にあるが質は拡充している。

出典：愛宕商事（株）提供のデータを元に作成。

日産スタジアム(旧・横浜国際競技場)(横浜市)

収容人数：7万2,327人

実施時期：平成16年8月～現在

対象飲料：ソフトドリンク、ビール

回収システム：デポジットなし、回収所あり

運営・管理：(財)横浜市体育協会

表 50 日産スタジアムにおける利用実績(Jリーグ試合、国際親善試合)

	単位	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
リユースカップ 導入試合数	試合	6	22	18	22	19	17	9
合計利用個数	個	96,016	約 213,000	141,091	223,730	164,277	145,490	99,806
平均回収率	%	96.3%	95.8%	96.8%	94.5%	94.2%	95.2%	94.2%

平成19年実績にはJリーグ(横浜Fマリノス、横浜FC)だけでなく、国際親善試合2試合とMr.Childrenツアー(2日間開催)も含まれる。

平成20年実績にはJリーグ(横浜Fマリノス、横浜FC)だけでなく、プラス1マッチも含まれる。

平成22年の実績は9/25(土)時点のもの。Jリーグのみ。

出典：日産スタジアム提供のデータを元に作成。

イ リユース食器の各イベントにおける使用状況

リユース食器ネットワークに参加している41団体(H22年10月末現在)を調査対象として、どんぶり、皿、小鉢、おわん、カップ、箸、カトラリーなど合計1,000個以上のリユース食器を利用したイベントの数を集計しました。

リユース食器ネットワークの団体から寄せられた利用実績では、1,000個未満の利用イベント数の方が利用回数は多く、また、団体によってはそもそも1,000個未満の在庫しか保有していない団体も多く、実際は、今回の集計には合算されなかった小規模のイベントでもリユース食器が利用されています。

リユース食器が多く使用された例としては、2010年7月に開催された野外音楽イベントap bank fes '10では、のべ数でお皿12万6,160個、カップ8万8,139個、合計21万4,299個が使用されました。

表 51 リユース食器貸出数 1,000 個以上のイベント実施状況（回答 30 団体計）

種類	開催回数
お祭り	285 回
学園祭	42 回
音楽イベント	33 回
スポーツイベント	37 回
フリーマーケット	12 回
会議	5 回
その他イベント	141 回
合計	555 回

回答団体：環境り・ふれんず、自然にいいこと、再出発。カンナ・カンナ、エコ・ハウスたかねざわ、粕川フラワーロードの会、A SEED JAPAN、社会資源再生協議会、Waveよこはま、横浜市資源循環公社、リユースクラブ・新潟、てとて倶楽部、なかまたち、豊栄福祉交流センタークローバー（ひしもの家）、エコネット上越、スペースふう、富士市のごみを考える会、デポネット三重、すまいるあーす、リユース食器の ABC、奈良ストップ温暖化の会（NASO）、倉敷エンターテイメント、タブラサ、EXCAFE、from grassroots 広島、ゼロ・ウェイストアカデミー、四国環境パートナーシップオフィス、北九州エコ・サポーターズ、GREEN'S、エコイベントをすすめる会、アースの会、八重山サンゴ礁保全協議会
出典：（財）地球・人間環境フォーラム

表 52 リユースカップの使用に関する意識の変化

	H20 年度	H21 年度	H22 年度
イベント等において、リユースカップを使うことについて			
ぜひ使うべきである / できれば使った方がよい	68.8%	65.8%	69.0%
どちらかというと思ってほしくない / 使うべきでない	23.9%	25.0%	24.3%
ぜひ使うべきである / できれば使った方がよい と回答した理由			
ごみの減量化につながるから	85.1%	87.4%	84.3%
資源の有効利用につながるから（使い捨てコップはもったいない）	73.6%	72.9%	71.3%
環境問題への意識向上に役立つから	45.0%	44.4%	46.5%
利用者にとっては特に大きな負担にならないから	25.3%	30.5%	31.4%
どちらかというと思ってほしくない / 使うべきでない と回答した理由			
衛生上の不安があるから	85.7%	89.6%	86.4%
リユースカップの回収率が低い場合や洗浄のことを考えると、使い捨てコップの方が結果的に環境への負荷が小さいと思うから	43.7%	38.8%	39.5%
商品の値上げにつながる可能性があるから	5.2%	6.4%	6.6%
指定場所への返却など、手間がかかるから	6.3%	5.6%	5.8%

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」

(5) 地域の循環基本計画等策定数

地域における循環基本計画等の策定数については、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、都道府県では47都道府県(100%)、市町村では全国で1,028市町村(57.1%)となっています。都道府県別に見ると、岩手県、東京都、神奈川県、富山県、滋賀県、島根県で策定率が80%以上となっています。

表 53 地域の循環基本計画を策定している市区町村数(平成20年度実績)

	全市区町村数	策定市町村数	策定率		全市区町村数	策定市町村数	策定率
北海道	180	76	42.2%	滋賀県	26	21	80.8%
青森県	40	19	47.5%	京都府	26	14	53.8%
岩手県	35	29	82.9%	大阪府	43	29	67.4%
宮城県	36	23	63.9%	兵庫県	41	21	51.2%
秋田県	25	13	52.0%	奈良県	39	11	28.2%
山形県	35	23	65.7%	和歌山県	30	17	56.7%
福島県	59	24	40.7%	鳥取県	19	9	47.4%
茨城県	44	21	47.7%	島根県	21	18	85.7%
栃木県	30	21	70.0%	岡山県	27	13	48.1%
群馬県	38	16	42.1%	広島県	23	15	65.2%
埼玉県	70	52	74.3%	山口県	20	13	65.0%
千葉県	56	33	58.9%	徳島県	24	10	41.7%
東京都	62	51	82.3%	香川県	17	9	52.9%
神奈川県	33	27	81.8%	愛媛県	20	15	75.0%
新潟県	31	20	64.5%	高知県	34	12	35.3%
富山県	15	13	86.7%	福岡県	66	35	53.0%
石川県	19	12	63.2%	佐賀県	20	14	70.0%
福井県	17	11	64.7%	長崎県	23	13	56.5%
山梨県	28	13	46.4%	熊本県	47	13	27.7%
長野県	80	49	61.3%	大分県	18	11	61.1%
岐阜県	42	22	52.4%	宮崎県	28	15	53.6%
静岡県	37	26	70.3%	鹿児島県	45	24	53.3%
愛知県	61	40	65.6%	沖縄県	41	22	53.7%
三重県	29	20	69.0%	計	1,800	1,028	57.1%

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より作成

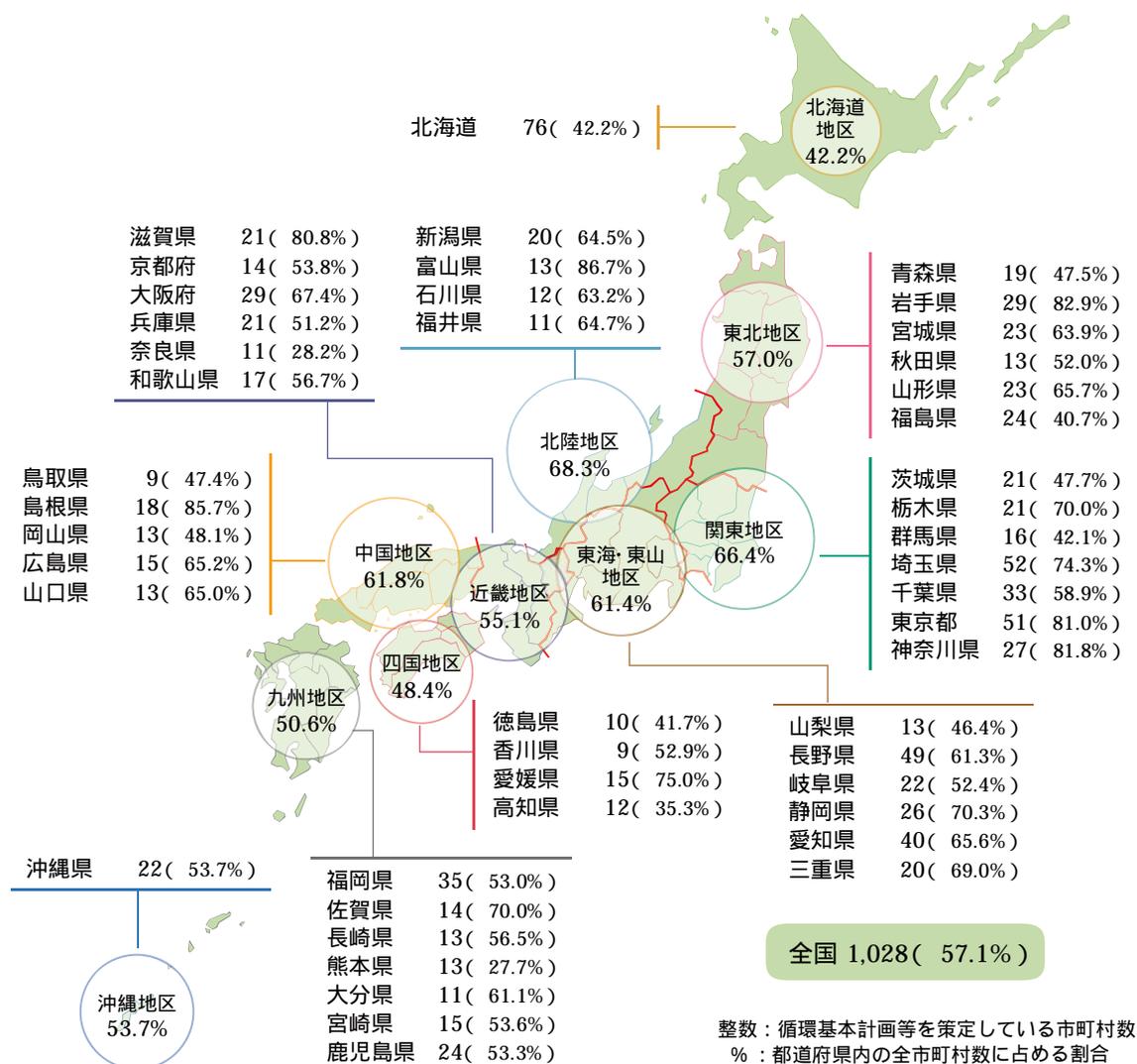


図 44 地域の循環基本計画等の策定状況（平成 20 年度実績）

表 54 地域の循環基本計画を策定している自治体の策定状況

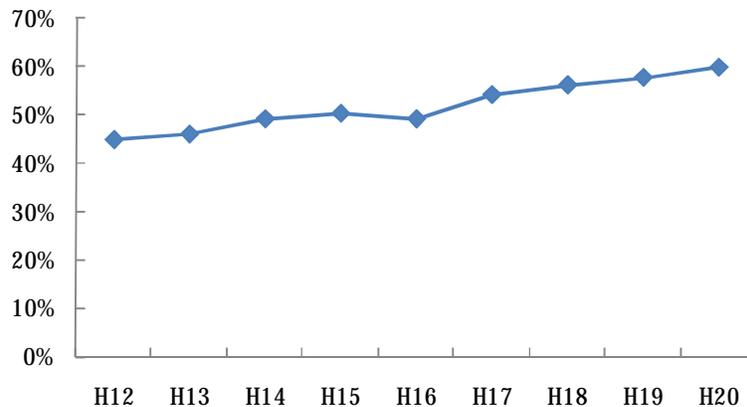
	個別計画 策定	環境基本計画		廃棄物計画		言及なし	その他
		詳細記述	簡略記述	詳細記述	簡略記述		
都道府県	27.0%	24.3%	21.6%	40.5%	21.6%	0.0%	8.1%
市町村	15.3%	14.1%	28.2%	30.6%	38.8%	7.1%	2.4%

資料：環境省「廃棄物分野の温室効果ガス排出係数正確化に関する調査業務報告書」より作成
 調査対象：都道府県 47、特別区 1、政令指定都市 18、中核市 41、特例市 41 の計 148 自治体
 表の数値は、回答のあった自治体（37 都道府県、85 市町村）に占める割合。詳細記述、簡略記述の別は回答者の主観的
 判断による。
 複数回答可のため、重複しているところ（例：個別計画のほか廃棄物計画にも記述あり）もある。
 その他は、「環境基本計画や廃棄物計画以外の計画に記載がある」や「策定中」といったコメントが記載してあるもの。

(6) ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村

ア ごみ処理有料化実施自治体率

ごみ処理有料化⁵を実施している市町村の実施率は、市町村合併により見かけ上減少した平成 16 年度を除き、近年着実に増加しています。



出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より作成

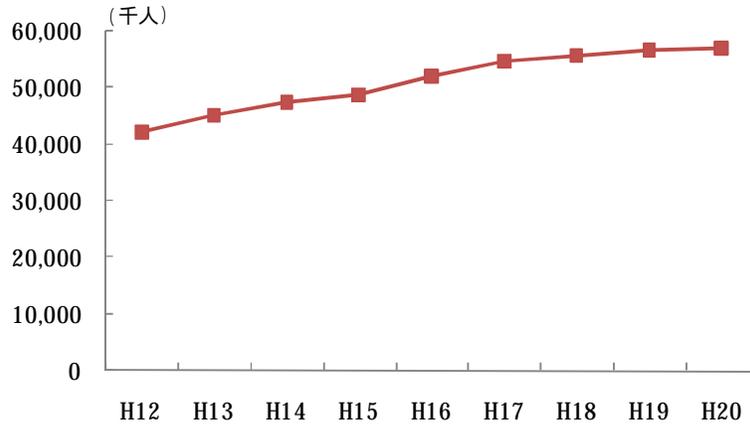
図 45 ごみ処理有料化実施市町村率の推移

表 55 ごみ処理有料化実施状況（自治体数）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
全市町村数	3,250	3,246	3,236	3,155	2,544	1,844	1,827	1,816	1,778
有料化市町村数	1,460	1,495	1,594	1,590	1,253	1,002	1,030	1,052	1,068
有料化市町村率	45%	46%	49%	50%	49%	54%	56%	58%	60%

「市町村数」は各年度時点での市町村数を示すもの。東京都 23 区は 1 市とした。

⁵ 生活系ごみ（直接搬入ごみや粗大ごみを除く。）処理の有料化を実施している自治体の割合



出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より作成

図 46 ごみ処理有料化対象人口の推移

表 56 ごみ処理有料化実施状況 (人口)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
総人口 (千人)	126,734	127,007	127,299	127,507	127,606	127,712	127,781	127,066	127,076
有料化対象人口 (千人)	42,221	45,294	47,468	48,713	52,107	54,586	55,504	56,468	56,951
有料化対象人口率	33%	36%	37%	38%	41%	43%	43%	44%	45%

「人口」は住民基本台帳に基づく各年度 10 月 1 日時点での人口 (平成 19 年度、平成 20 年度は年度末データ)。

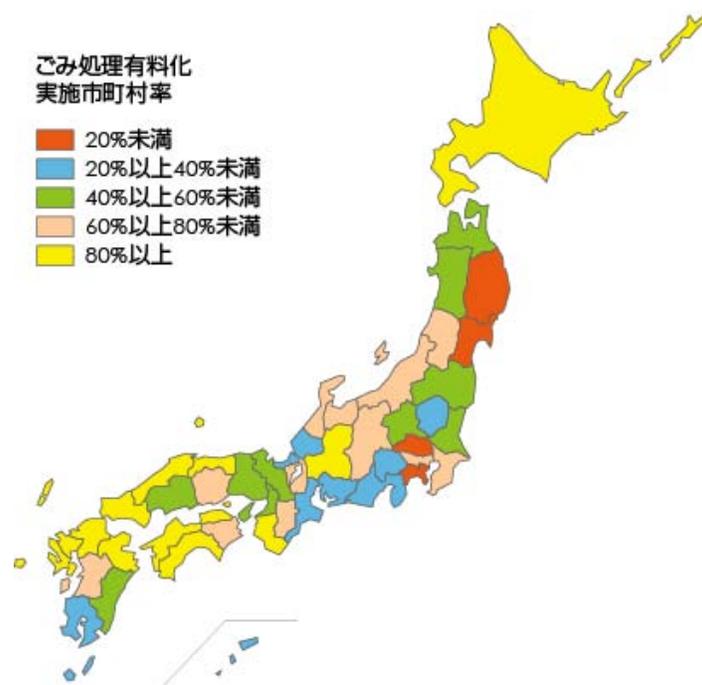


図 47 都道府県ごとのごみ有料化状況

イ リデュース取組上位市町村

1人1日当たりのごみ排出量が少ないなどの取組が進んでいる自治体では、普及啓発のほか、ごみ処理有料化、レジ袋の削減キャンペーンといった取組により、ごみの排出抑制が進められています。

表 57 リデュース取組上位自治体

<人口 10 万人未満>						
平成 19 年度				平成 20 年度		
順位	市町村	g/人日	順位	市町村	g/人日	
1	徳島県 佐那河内村	295.8	1	徳島県 神山町	265.4	
2	福島県 葛尾村	298.6	2	福島県 葛尾村	286.5	
3	福島県 飯舘村	307.4	3	福島県 飯舘村	288.7	
4	徳島県 神山町	319.8	4	長野県 川上村	314.4	
5	長野県 南牧村	345.3	5	長野県 南牧村	321.7	
6	長野県 中川村	351.7	6	徳島県 佐那河内村	324.9	
7	長野県 泰阜村	362.4	7	長野県 中川村	341.9	
8	長野県 川上村	369.9	8	長野県 泰阜村	370.0	
9	熊本県 球磨村	375.1	9	福井県 池田町	373.5	
10	長野県 売木村	384.7	10	熊本県 球磨村	376.8	
<人口 10 万人以上 50 万人未満>						
平成 19 年度				平成 20 年度		
順位	市町村	g/人日	順位	市町村	g/人日	
1	沖縄県 うるま市	744.5	1	東京都 西東京市	704.6	
2	長野県 佐久市	750.9	2	沖縄県 うるま市	705.5	
3	東京都 小金井市	758.8	3	東京都 小金井市	718.8	
4	静岡県 掛川市	802.6	4	長野県 佐久市	734.0	
5	東京都 日野市	818.6	5	静岡県 掛川市	794.7	
6	埼玉県 富士見市	821.7	6	沖縄県 沖縄市	795.4	
7	長野県 飯田市	821.8	7	長野県 飯田市	802.2	
8	茨城県 筑西市	832.0	8	東京都 日野市	802.9	
9	東京都 西東京市	838.7	9	埼玉県 富士見市	806.9	
10	神奈川県 座間市	840.3	10	東京都 東村山市	810.6	
<人口 50 万人以上>						
平成 19 年度				平成 20 年度		
順位	市町村	g/人日	順位	市町村	g/人日	
1	愛媛県 松山市	849.2	1	愛媛県 松山市	822.0	
2	広島県 広島市	938.6	2	広島県 広島市	893.9	
3	東京都 八王子市	944.7	3	東京都 八王子市	900.4	
4	神奈川県 横浜市	996.3	4	神奈川県 横浜市	959.2	
5	鹿児島県 鹿児島市	1,013.9	5	鹿児島県 鹿児島市	1,006.4	
6	神奈川県 相模原市	1,045.8	6	神奈川県 相模原市	1,014.3	
7	埼玉県 さいたま市	1,083.9	7	神奈川県 川崎市	1,020.5	
8	神奈川県 川崎市	1,087.6	8	埼玉県 さいたま市	1,038.7	
9	静岡県 浜松市	1,094.9	9	兵庫県 姫路市	1,053.5	
10	兵庫県 姫路市	1,110.3	10	静岡県 浜松市	1,073.4	

注)人口 50 万人以上の市は 28。東京都 23 区は 1 市とした。
出典：環境省「日本の廃棄物処理（平成 20 年度版）」

(7) 資源化等を行う施設数(リサイクルプラザ等)

平成20年度の資源化等を行う施設の合計(民間除く)は、前年と比べて19施設増加し、処理能力も向上しています。

表 58 資源化等を行う施設数

	資源化等を行う施設											ごみ燃料化施設		その他の施設		合計		
	選別		圧縮・梱包		ごみ堆肥化		ごみ飼料化		その他		施設計		施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)
	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)	施設数	処理能力(トン/日)						
17年度	804	17,650	799	17,040	86	1,347	4	83	132	2,955	1,044	21,266	60	3,424	63	2,111	1,167	26,801
18年度	841	20,226	828	17,214	94	1,335	2	37	143	3,271	1,085	23,652	65	3,466	68	2,258	1,218	29,375
19年度	859	18,689	850	17,869	92	3,359	3	62	138	3,618	1,088	24,155	67	3,577	56	2,236	1,211	29,969
20年度	873	19,097	862	18,252	98	3,447	3	214	140	3,463	1,106	24,699	67	3,425	57	2,313	1,230	30,437
(民間)	337	45,035	415	42,014	173	12,099	31	3,418	883	186,503	1,492	248,613	135	13,289	180	25,736	1,807	287,637

注)・(民間)以外は市町村・事務組合が設置した施設で、当該年度に着工した施設及び休止施設を含み、廃止施設を除く。

・「資源化等を行う施設」とは、不燃ごみの選別施設、圧縮梱包施設等の施設(前処理を行うための処理施設や、最終処分場の敷地内に併設されている施設を含む)、可燃ごみ・生ごみのごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設で「粗大ごみ処理施設」、「ごみ燃料化施設」以外の施設をいう。

・高速堆肥化施設は「資源化等を行う施設：ごみ堆肥化」に含む。

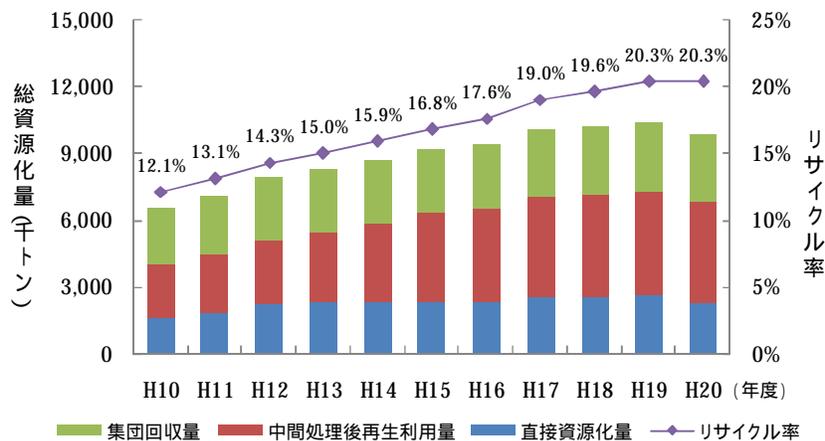
・メタン化施設は「ごみ燃料化施設」に含む。

出典：環境省「日本の廃棄物処理(平成20年度版)」

(8) 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量、リサイクル取組上位市町村、容器包装の分別収集の実施自治体率、各品目別の市町村分別収集量等

ア 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量

一般廃棄物のリサイクル率は上昇傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。



$$\text{リサイクル率}(\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

図 48 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量

イ リサイクル取組上位市町村

リサイクルへの取組が進んでいる自治体では、分別回収の普及・徹底や子ども会、町内会などの自主的取組による集団回収などが進められています。

表 59 リサイクル取組上位自治体

<人口 10 万人未満>					
平成 19 年度			平成 20 年度		
順位	市町村	%	順位	市町村	%
1	鹿児島県 大崎町	81.4	1	鹿児島県 大崎町	79.0
2	鹿児島県 志布志市	72.8	2	鹿児島県 志布志市	74.9
3	徳島県 神山町	70.1	3	高知県 日高村	72.7
4	徳島県 上勝町	66.1	4	徳島県 神山町	67.5
5	長野県 筑北村	64.4	5	長野県 筑北村	67.3
6	静岡県 御殿場市	64.3	6	徳島県 上勝町	63.5
7	北海道 本別町	63.9	7	北海道 本別町	61.8
8	岐阜県 東白川村	63.4	8	鹿児島県 垂水市	58.9
9	福井県 池田町	63.0	9	東京都 青ヶ島村	57.6
10	広島県 世羅町	60.9	10	新潟県 柏崎市	56.4
<人口 10 万人以上 50 万人未満>					
平成 19 年度			平成 20 年度		
順位	市町村	%	順位	市町村	%
1	神奈川県 鎌倉市	47.6	1	神奈川県 鎌倉市	47.8
2	岡山県 倉敷市	45.4	2	岡山県 倉敷市	47.8
3	東京都 調布市	45.1	3	東京都 調布市	45.6
4	東京都 小金井市	44.2	4	東京都 昭島市	43.3
5	東京都 三鷹市	43.2	5	東京都 小金井市	42.8
6	神奈川県 海老名市	37.5	6	東京都 三鷹市	37.8
7	神奈川県 横須賀市	35.3	7	東京都 府中市	37.0
8	東京都 国分寺市	35.4	8	神奈川県 横須賀市	36.0
9	静岡県 掛川市	33.4	9	東京都 国分寺市	34.9
10	東京都 東久留米市	32.9	10	静岡県 掛川市	34.8
<人口 50 万人以上>					
平成 19 年度			平成 20 年度		
順位	市町村	%	順位	市町村	%
1	福岡県 北九州市	29.2	1	福岡県 北九州市	29.9
2	東京都 八王子市	27.5	2	神奈川県 横浜市	26.9
3	神奈川県 横浜市	26.7	3	千葉県 千葉市	26.9
4	千葉県 千葉市	26.1	4	東京都 八王子市	26.8
5	愛知県 名古屋市	24.7	5	新潟県 新潟市	25.7
6	神奈川県 相模原市	19.9	6	愛知県 名古屋市	24.5
7	埼玉県 さいたま市	19.5	7	兵庫県 姫路市	22.2
8	新潟県 新潟市	19.4	8	埼玉県 さいたま市	19.9
9	静岡県 浜松市	18.1	9	神奈川県 相模原市	19.6
10	兵庫県 姫路市	17.7	10	東京都 23 区分	18.5

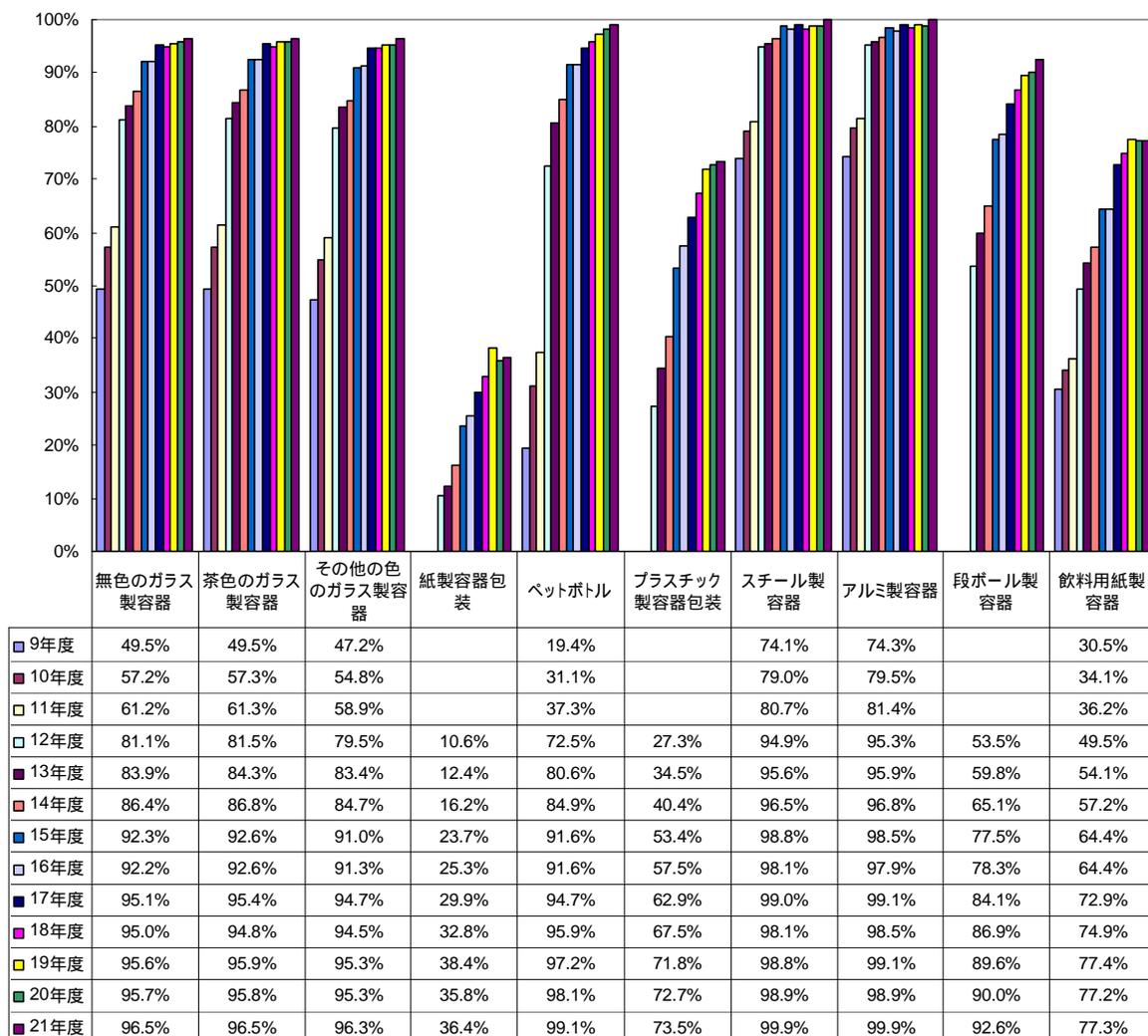
注) 人口 50 万人以上の市は 28。東京都 23 区は 1 市とした。

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

ウ 容器包装の分別収集の自治体率、各品目別の市町村分別収集量

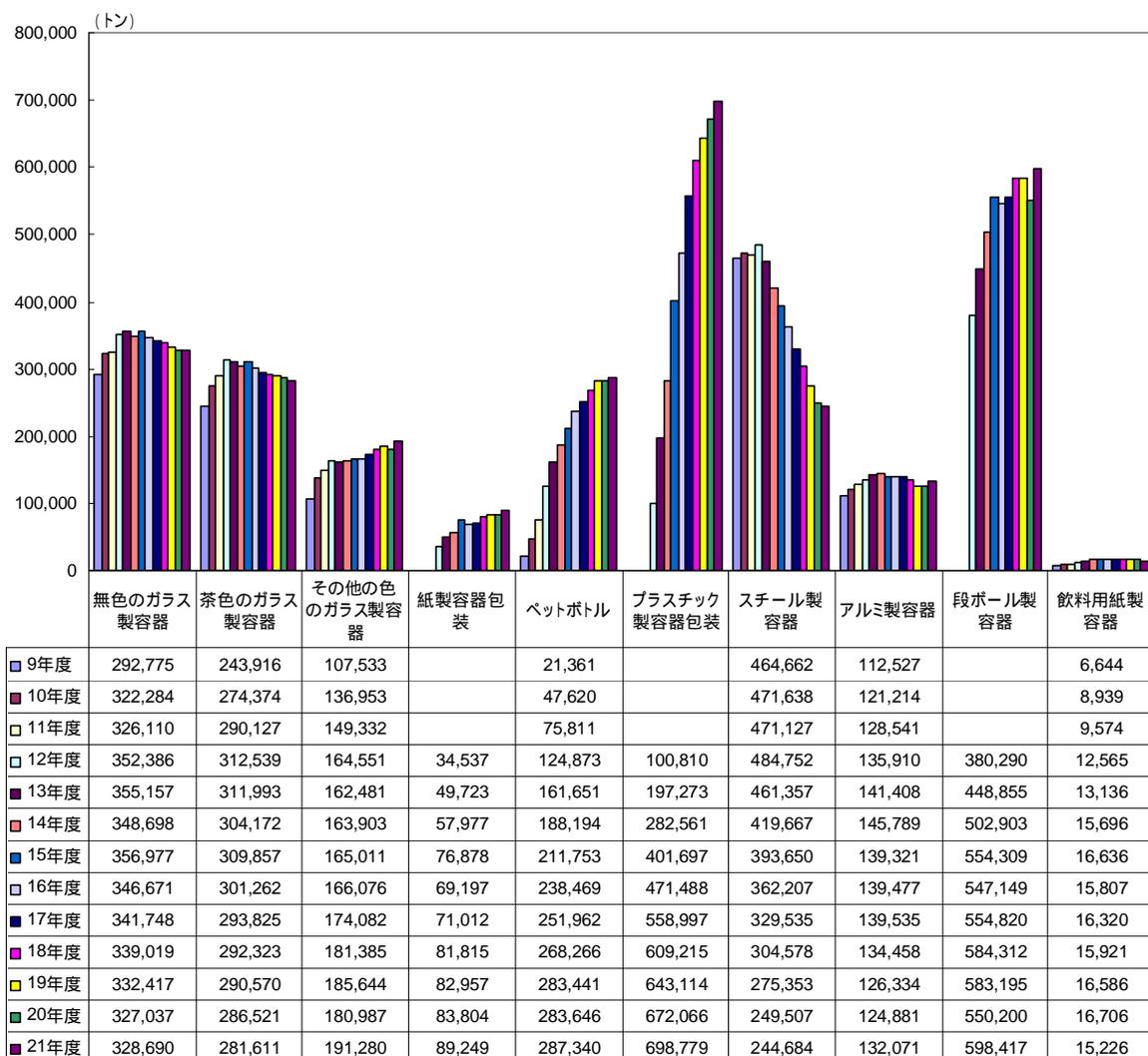
分別収集の実施率は平成 12 年度頃から急激に高くなっており、スチール缶やアルミ缶については 99%前後、ペットボトルも 98%以上の高い実施率となっています。

分別収集量については、プラスチック製容器の伸びが大きくなっています。



出典：環境省「平成 20 年度 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

図 49 年度別分別収集実施市町村実施率



出典：環境省「平成20年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」

図 50 年度別分別収集実績量

(9) 地方公共団体等主催の環境学習・相互交流会の実施回数、「地域からの循環型社会づくり支援事業」への応募件数

3Rに係る環境学習を実施している市町村数は614(34.1%)で、実施回数は合計で1万2,837回となっています。

3Rに係る相互交流会の実施回数については、タウンミーティングは1,159回と少ないものの、説明会及び視察・見学会はともに1万回以上となっています。

「地域からの循環型社会づくり支援事業」については、平成22年度は全国から32件の応募があり、審査の結果、7件の事業を採択しました。

表 60 3Rに係る環境学習・相互交流会の実施市町村数及び実施回数(平成20年度実績)

	3Rに係る環境学習		3Rに係る相互交流会					
			タウンミーティング		説明会		視察・見学会	
	市町村数	回数	市町村数	回数	市町村数	回数	市町村数	回数
北海道	22	284	4	304	23	1,405	28	571
青森県	11	144	3	24	4	9	3	111
岩手県	21	492	5	28	11	497	9	20
宮城県	15	246	2	11	13	1,563	17	219
秋田県	5	45	2	73	5	20	4	13
山形県	13	91	1	0	4	187	14	32
福島県	10	102	2	17	5	38	14	199
茨城県	13	113	2	11	6	207	15	269
栃木県	8	129	1	17	7	249	7	93
群馬県	8	92	2	0	3	12	12	93
埼玉県	26	720	1	1	20	228	20	197
千葉県	19	358	1	0	8	501	13	286
東京都	36	890	10	122	27	1,468	41	317
神奈川県	24	591	2	9	16	975	20	293
新潟県	13	129	2	0	10	657	11	621
富山県	6	440	1	8	3	9	4	57
石川県	8	118	1	4	4	306	4	7
福井県	8	117	3	18	4	191	6	36
山梨県	5	147	2	2	4	101	5	74
長野県	28	343	5	29	24	1,356	29	113
岐阜県	12	93	5	0	8	61	14	87
静岡県	20	422	3	0	10	397	16	180
愛知県	26	622	0	0	0	726	21	556
三重県	10	159	1	2	7	109	8	136
滋賀県	17	138	1	5	7	66	11	66
京都府	12	329	2	4	6	163	7	506
大阪府	24	724	4	177	11	286	21	1,752
兵庫県	17	398	3	44	11	2,834	14	609
奈良県	8	35	1	0	2	9	8	106

	3Rに係る環境学習		3Rに係る相互交流会					
			タウンミーティング		説明会		視察・見学会	
	市町村数	回数	市町村数	回数	市町村数	回数	市町村数	回数
和歌山県	6	124	1	1	5	249	7	52
鳥取県	10	107	1	1	8	46	3	9
島根県	8	161	3	18	7	428	8	169
岡山県	10	150	2	3	5	438	3	17
広島県	11	423	3	23	6	368	9	229
山口県	8	626	1	12	8	420	7	370
徳島県	7	27	10	0	3	24	3	18
香川県	3	25	1	8	2	365	7	25
愛媛県	9	147	2	20	5	119	6	50
高知県	5	86	1	67	3	73	4	17
福岡県	18	1,178	5	73	10	122	12	5,208
佐賀県	12	314	2	4	4	18	6	14
長崎県	7	66	1	4	5	503	6	99
熊本県	15	222	2	6	7	269	9	49
大分県	10	101	4	0	5	39	6	73
宮崎県	10	81	1	7	6	676	8	123
鹿児島県	11	81	2	2	11	149	11	323
沖縄県	9	407	2	0	1	1	5	152
計	614	12,837	116	1,159	364	18,937	516	14,616

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より作成

評価と課題

一般廃棄物の減量化については、平成 20 年度は大幅に削減率が上昇しています。1 人 1 日当たりのごみ排出量及び事業系ごみの「総量」については、平成 20 年度時点で目標を達成したほか、1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量についても目標に向けて大きく進展しています。

こうした要因としては、国民の意識の向上による発生抑制、個別リサイクル法、ごみ処理有料化など着実な 3 R の推進のほか、平成 20 年度については世界金融危機による影響も考えられます。

一般廃棄物の減量化は着実に進捗していますが、引き続き目標を達成し、環境保全を図るため、国民の意識向上、分別回収、ごみ処理有料化等の対策を進めることが重要です。

産業廃棄物の最終処分量については、平成 20 年度時点で目標を達成しています。しかしながら、世界金融危機による景気低迷の影響を大きく受けていると考えられることから、景気動向にかかわらず目標達成を維持できるよう、リサイクルの推進はもちろんのこと、廃棄物の発生抑制につながる上流対策、サプライチェーン企業間の連携等の取組を進めることが重要です。

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、まず、意識については、ごみ問題に関心があるとの回答率は引き続き 8 割を超えているものの、目標である 9 割にはまだ達していません。

また、具体的な行動については、ごみを少なくする取組としては「レジ袋をもらわないようにしたり、簡易包装を店に求めている」「詰め替え製品をよく使う」といった設問は 7 割超の高い回答率となっている一方で、「使い捨て製品を買わない」「簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類を使用していない店を選ぶ」「マイ箸の利用」といった設問は一部増加傾向にあるものの 3 割以下の低い回答率にあります。また、再使用、再生利用に向けた取組としては「家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している」「リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収されるびんなどは洗っている」といった設問は 7 割以上の回答率がある一方、「ビールや牛乳のびんなど再使用可能な容器を使った製品を買う」「再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している」といった設問は 2 割以下の低い回答率であるだけでなく、減少傾向となっています。

このように意識については比較的高い回答率となっているものの目標にはまだ達しておらず、具体的な行動についてはごみの分別やレジ袋削減など頻繁に行動されているものと簡易包装の取組などあまり行動されていないものがあることから、特に意識を行動につなげるために消費者の行動パターンを考慮した仕組みの構築などを行う必要があります。

グリーン購入の推進については、企業における組織的な取組状況は上場企業及び非上場企業ともに目標を達成しているのに対し、地方公共団体におけるグリーン

購入の組織的な取組については実施率が近年横ばいとなっており、目標（100%）達成に向けて一層の取組推進が必要です。特に、循環基本計画において地方公共団体は自らも事業者としてグリーン購入・契約などの行動を率先して実行することが期待されており、更なる取組の推進が望まれます。

環境経営の推進については、環境マネジメントシステムを実施している企業数、環境報告書、環境会計を作成、導入している企業割合も長期的にみれば大きく増加していますが、近年はその伸び率も緩やか又は横ばい傾向にあります。現在、進捗状況を把握している指標が、真に環境と経済の好循環の観点から適切といえるか等、有用な環境情報のあり方について見直し等を図っていくことも重要です。

循環型ビジネス市場については、平成20年度では平成12年度比で、市場規模では1.32倍、雇用規模では1.52倍となっており、目標に向かっていきます。一方で、平成19年度比では、世界金融危機の影響を受けて、市場規模、雇用規模ともに減少しています。景気変動に影響されない強い経済基盤を構築、育成し、環境と成長の両立を達成することが重要です。

個別リサイクル法・計画等の施行については、それぞれの目標に向けて概ね着実に進んでいると評価されます。適切な物質循環の貢献度合いも把握しながら、個別リサイクル法・計画等の着実な施行及び目標等の検証を行っていくことが重要です。

推移をモニターする指標については、レンタル業の年間売上高、詰め替え製品出荷率、レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）、使い捨て商品販売量（割り箸）などで取組の進捗、改善が見られます。こうした傾向を維持していくことが重要です。

一方、リターナブルびんの使用率について減少傾向が続いています。消費行動や嗜好などライフスタイルの変化等も考慮しながら、国民1人1人に対する取組だけでなく、飲食店におけるリターナブルびんの使用率向上のための仕組みの検討などリターナブルびんの使用率の向上に向けた取組を推進する必要があります。

アンケート調査において前年度比で行動の回答率が増加しているものについては、推移をモニターする指標についても取組が改善している傾向が見られます。国民一人一人の行動を促しながら取り組むことが重要です。

リユース食器の取組は全体で見ると広がってきています。また、アンケート調査でも、イベント等においてリユースカップを使うことについて約7割が好意的な回答をしています。一方で、衛生上の不安についても引き続き存在していることから、利用者の心理的不安を取り除きながら取組を進めることが重要です。保健所等との協力を得つつ、衛生面に十分配慮したリユース食器の普及啓発資料の作成などが必要です。

地域における循環基本計画等について、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、都道府県では100%、市町村では57.1%の策定率となっています。地域における3R及び適正処理に係る計画として、地域循環圏の考え方等も踏まえ、循環関連の計画の策定又は環境基本計画等において循環に係る記述がなされることにより、計画的な取組を推進することが重要です。特に、地域の循環資源の賦存量を把握し、その活用策を記載することや国が検討している地方公共団体等の地域循環圏を形成する主体向けの地域循環圏づくりのガイドラインの考え方も地域の循環計画に反映させることが効果的です。

また、ごみ処理有料化実施自治体率や容器包装の分別収集の自治体率も増加しているなど、地域においては着実に取組が進められています。引き続き、「一般廃棄物処理有料化の手引き」や標準的な分別収集区分を定めた「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等の周知を通じ、地域における循環型社会づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

平成20年度は、国民の意識の向上、個別リサイクル法、ごみ処理有料化など着実な3Rの推進のほか世界金融危機の影響もあり、目標を達成した指標もあります。しかしながら、アンケート調査やリターナブルびん使用率など個別の取組に見られるように、循環型社会の構築に資するライフスタイルの変革に向けた行動については不十分なものもあり、引き続き意識と行動の差が見られます。効果的な普及啓発や経済的インセンティブ付けの取組等を活用した仕組みづくり等により、景気動向等にかかわらず、循環型の行動様式を持続的な取組として定着を図っていくことが重要です。

また、循環型社会ビジネスについては実態の把握手法の向上に努めるとともに、活性化の方策についてさらに検討を進める必要があります。

各主体の取組状況

以下では、取組指標及びヒアリング結果等に基づき、国民、NGO/NPO、大学等、事業者、地方公共団体、国の各主体の現時点の取組状況の評価を行いました。

第1節 国民の取組

(第二次循環基本計画における国民に期待される役割)

国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。

関連する取組指標

一般廃棄物の減量化(1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりに家庭から排出するごみの量)

循環型社会に向けた意識・行動の変化

レンタル・リース業の市場規模

詰め替え製品出荷率

レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)

使い捨て商品販売量(輸入割り箸)

中古品市場規模

リターナブルびんの使用率

現在の状況

一般廃棄物の減量化については、まず1人1日当たりのごみ排出量(平成20年度)は1,033グラムで平成12年度比では12.8%削減され、第2次循環基本計画の目標を達成しています。また、1人1日当たりに家庭から排出するごみの量(平成20年度)は569グラムで平成12年度比では13.0%削減され、目標に向かっていきます。

循環型社会に向けた意識・行動の変化は、意識については引き続き高い水準にあります。一方で、行動については、改善は見られるものの、依然として実施率の低いものもあります。

その他の関連する取組指標については、レンタル業の市場規模、詰め替え製品出荷率、レジ袋辞退率の増加、使い捨て商品販売量の減少など改善が見られる一方、リターナブルびん使用率については減少傾向となっています。

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第二次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO、大学等は、自ら循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組を行うことに加え、最新の情報収集や専門的な知識の発信などを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、循環型社会の形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

現在の状況

今回の点検に当たっては、地域ブロックヒアリングにおいて、地域で活動している2団体からヒアリングを実施しました。具体的には、北海道において活動している環境 NGO ezorock 及び佐賀県において活動している NPO 法人伊万里はちがめプランの取組のヒアリングを行いました。

環境 NGO ezorock は、北海道において若年層が中心となって取組を行う環境 NGO です。若年層が環境問題の解決につながる地域課題に取り組むとともに、課題解決のプロセスを通して、若者が育つ仕組みづくりに取り組んでいます。音楽イベントにおいて戦略的にごみの減量の普及啓発を行い、来場者が共感し、自らの3R行動につなげる場を作っています。音楽イベントにおいて発生する生ごみのたい肥化、たい肥の利用、食材の提供という循環を生み出しているほか、こうした取組を通じて地域の農家等と連携するなど世代を超えたつながりが広がっています。

NPO 法人伊万里はちがめプランは、伊万里市において、生ごみのたい肥化を中心とする取組を行っています。平成22年現在で、食品関連の71事業所、一般家庭生ごみステーション27か所250世帯の協力で、年間650トンの生ごみを回収し、300トンのたい肥を生産しています。また、菜の花ネットワークとの連携により地域での取組も広がっているほか、農産物直売所を開設し、市民の目に触れる形での循環を実践しています。さらに、佐賀大学とも連携して取組を進め、専門的学術的な知見を充実させています。このほか、たい肥を使った特産品の開発など循環型社会の取組と地域活性化の取組の連動も実施しています。

地域からの循環型社会づくり支援事業については、平成22年度は過去の取組のフォローアップとともに、全国7地区で地域循環圏づくりなどの先進的な NPO/NGO の取組を支援しています。

第3節 事業者の取組

(第二次循環基本計画における事業者に期待される役割)

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な、社会的責任を果たし、とりわけ、法令遵守(コンプライアンス)を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することが求められます。また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などについて、透明性を高めつつより一層推進することが期待されます。

関連する取組指標

一般廃棄物の減量化(1人1日当たりのごみ排出量、事業系ごみ排出量)

産業廃棄物の減量化

グリーン購入の推進

環境経営の推進

循環型社会ビジネス市場の拡大

レンタル・リース業の市場規模

詰め替え製品出荷率

使い捨て商品販売量

中古品市場規模

リターナブルびんの使用率

リユースカップ導入スタジアム数等

現在の状況

今回の点検に当たっては、3つの団体・事業者からヒアリングを実施しました。具体的には、産業界の取組について(社)日本経済団体連合会より、地域ブロックヒアリングに併せて地域における事業者の取組として野村興産(株)及び(有)鳥栖環境開発総合センターよりヒアリングを行いました。

(社)日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)は、環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕において、「平成22年度(2010年度)における産業廃棄物最終処分量を平成2年度(1990年度)実績の86%減を図る」という産業界全体の目標を掲げています。平成21年度(2009年度)フォローアップ調査結果(41業種が参加)では、平成20年度(2008年度)における産業界(31業種)の産業廃棄物最終処分量は、景気低迷等の影響もあり、約644万トン(平成2年度実績の89.1%減)と前年度と比べて大幅に減少し、目標を二年前倒して達成しました。

経団連としては、現行の環境技術・法制度の下では、これ以上の削減は難しいとする業種も多いが、引き続き、循環型社会形成に向け、産業廃棄物最終処分量の削減や3Rの一層の推進に努め、現行目標の達成を継続するとしています。

さらに、平成23年度(2011年度)以降の環境自主行動計画については、平成22年12月に策定され、産業界全体の目標を「産業廃棄物の最終処分量を2015年度(平成27年度)に2000年度(平成12年度)実績の65%程度減」とし、引き続き3R推進

に取り組むとしています。加えて、新しい目標を達成するためには、「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」(平成 22 年 9 月 14 日経団連公表)にあるように、廃棄物等の循環利用の促進に向けた制度等の運用改善や見直しなど、民間が取り組みやすい条件を整備することが不可欠であるとしています。

このほか、持続可能社会に向けて、3Rと自然共生を組み合わせた取組を進めるなどの業種も現れています。

野村興産(株)は水銀含有廃棄物の処理及びリサイクルを行っています。廃乾電池、廃蛍光灯、その他水銀含有廃棄物から、水銀、水銀試薬、ガラスカレット、亜鉛滓等に再資源化しています。廃乾電池については、同社で約1万4000トン/年の処理を行っています。廃蛍光灯については、同社で約8000トン/年の処理を行っています。

(有)鳥栖環境開発総合センターは、生ごみのリサイクル、汚水のリサイクル、廃食用油のリサイクルを行っています。生ごみのリサイクルとしては、メタン発酵、たい肥化により、バイオガス発電によるエネルギー利用、有機肥料化を行っています。汚水のリサイクルとしては、浄化槽からの汚泥等を処理し、余剰汚泥についてはたい肥化を行っています。廃食用油のリサイクルとしては、鳥栖市が分別回収している廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造している。市民から2000リットル/月、事業者から8000リットル/月の廃食用油が集まっています。同社ではごみを資源と捉え、こうした取組により、地域で生まれたもので地域のエネルギーを創り出す、「地産地創」を行っています。バイオガス発電は約9万6000kwh/年、有機肥料出荷率は100%、リサイクル水利用料約2000トン/年、バイオディーゼル燃料製造量約9万6000リットル/年となっています。

関連する取組指標を見ると、平成20年度は景気変動の影響もありますが、産業廃棄物の最終処分量の減少、企業におけるグリーン購入取組率の増加など改善が見られる一方で、循環型社会ビジネス市場規模については縮小となっています。

第4節 地方公共団体の取組

(第二次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)

地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、産業の垣根を越えた事業者間の協力も含め、各主体間のコーディネーターとして連携の場の提供など重要な役割を果たすことが期待されます。特に、都道府県は、広域的な観点から、市町村や関係主体の取組をリードしつつ、調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすことが求められ、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められます。

関連する取組指標

グリーン購入の推進
ごみ処理有料化実施自治体率
リデュース取組の上位市町村
資源化等を行う施設数
一般廃棄物リサイクル率
集団回収量
リサイクル取組上位市町村

現在の状況

今回の点検に当たっては、取組指標による把握に加え、地域ブロックヒアリングに併せて、都道府県として北海道、佐賀県、市町村として札幌市、土幌町、佐賀市よりヒアリングを実施しました。

北海道は、平成 20 年に北海道循環型社会形成の推進に関する条例を制定し、平成 22 年には当該条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しました。基本計画では、3R の推進、適正処理の推進、バイオマスの利活用の推進、リサイクル関連産業の振興を基本の方針とし、環境の将来像の 5 つの視点（自然と共生する、健全な物質循環を確保する、持続可能な生活を目指す、環境に配慮した地域づくりを進める、環境と経済の良好な関係をつくる）及び地域循環圏の構築に留意しながら取組を進め、北海道らしい循環型社会の形成を図り、低炭素社会、自然共生社会と統合した社会、すなわち、循環と共生を基調とした環境負荷の少ない持続可能な北海道、「エコアイランド北海道」の実現を目指しています。

佐賀県は、家庭等から排出されるごみの量が少なく、1 人 1 日当たりの排出量は平成 7 年度から 17 年度まで及び 19 年度が全国 1 位、平成 18 年度及び平成 20 年度が全国 2 位という実績です。

3R の具体的な取組としては、リサイクルの推進とリサイクル産業の育成を図るため佐賀県認定リサイクル製品制度を設けており、現在、19 事業者の 101 製品が認定されています。このほか、マイバッグキャンペーン推進事業等、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進など各種施策を実施しています。

札幌市は、清掃工場の老朽化、埋立地のひっ迫という課題を解決するため、大幅な廃棄ごみの減量为目标に掲げた新たな一般廃棄物処理基本計画であるスリムシティさっぽろ計画を平成 20 年に策定しました。同計画は、数値目標として、廃棄ごみの減量、リサイクル率、焼却ごみ量の減量、埋立処分量の減量を定め、発生・排出抑制の促進、収集・処理体制の確立を施策の 2 本柱としています。平成 21 年 7 月より、150 万人以上の都市としては初の家庭ごみ有料化（燃やせるごみ及び燃やせないごみについて、1 リットル当たり 2 円の手数料を徴収）雑がみ、枝・葉・草の分別収集・資源化などを含む新ごみルールを実施しました。経済的インセンティブとリサイクルルートの整備を組み合わせた制度とした結果、廃棄ごみは全体として 40% 減と大幅に減少しました。こうした取組により、

新ごみルール開始後 1 年でスリムシティさっぽろ計画の数値目標については、達成又はほぼ達成の状況にあります。

札幌市定山溪において、事業者、住民、行政が連携してバイオマスタウン構想を策定し、バイオマス（生ごみ等）の収集、たい肥化、農地利用、農産物のホテル・旅館等での活用という地域循環の構築を目指しています。

士幌町は、地域資源活用による農村環境改善、牛の多頭飼育化による家畜ふん尿の処理の困難化、臭気防止等の衛生上の問題、メタンガスの活用による CO2 排出抑制、消化液の活用で化学肥料の節減による農産物のブランドイメージの向上、ふん尿処理に要する労働負担の軽減などを目的として、町の実証実験として 3 基のバイオガスプラントを運用しています。バイオガスは牧場内消費やプラント維持に用いられるほか、余剰ガスについては圧縮して、町の温泉施設に運搬し、発電・廃熱利用をするための施設整備を今年度実施しています。CO2 の見える化として「道の駅」でモニターを用いて利用者に PR を実施し、町民の意識向上を図っています。

佐賀市は、平成 22 年に「環境都市宣言」を行い、市民、行政の取組として燃えるごみの減量を掲げています。燃えるごみの減量の目標として、平成 24 年度までに平成 20 年度比で燃えるごみ量 10%削減としており、その実現のために、生ごみのたい肥化、紙類の資源分別の徹底に取り組んでいます。生ごみのたい肥化については、生ごみのたい肥化に実績のある団体等に対し、市内各地で体験型講座を実施し、市民に様々なたい肥化と生ごみ減量化を選択し、実施してもらうことを目指しています。平成 22 年度上半期で体験講座を計 267 回実施し、3640 人が参加しています。紙類の資源分別の徹底については、雑紙の紙袋回収についてのモデル事業や出前講座を経て、佐賀市全域で紙袋回収を実施しています。また、シュレッダー紙（難古紙）については資源化の徹底を行っています。こうした取組により、燃えるごみ量は、平成 22 年度上半期は、平成 20 年度上半期と比べて、1349 トン（4.21%減）となっています。

取組指標を見ると、地域における循環基本計画等の策定数については、都道府県で 100%、市町村では 57.1%の策定率となっています。ごみ処理有料化実施自治体率などは上昇しているものの、グリーン購入の取組は減少、一般廃棄物リサイクル率は横ばいとなっています。

国の取組状況

(第二次循環基本計画における循環型社会の形成に向けて国が講じていく施策の基本的な方向)

ア 国は、地方公共団体をはじめ関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、以下の節に掲げる取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、環境基本法、循環基本法に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進します。

イ これらの取組の推進に当たっては、従来からの国の施策の枠を超えて、より広い視野で施策の検討を行い、技術(テクノロジー)、価値観、社会システムといった政策の重要な要素を考慮しながら、規制的手法、経済的手法、自主的手法、情報的手法など、様々な政策手法を整合的に組み合わせることで実施していくことが必要です。特に、近年新たな課題となっている国と地方との連携による循環型社会の形成、東アジア等における国際的な循環型社会の形成、さらには地球温暖化対策等の他の環境政策と連携し、相乗効果を発揮する取組を推進します。

ウ 施策の進捗状況や実態を適切に評価・点検するため、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進します。また、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるよう、情報基盤の整備を図ります。

現在の状況

今回、国の取組の現状について、各府省に対して調査及びヒアリングを実施しました。それらをもとに取りまとめると、主な取組の状況は以下のとおりです。

各項目は、第二次循環基本計画において国の取組として記載されているものごとに、特にこの1年間の状況を記載しています。

第1節 国内における取組

1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開

(1) 循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

リデュース、リユースを中心とした循環利用推進の取組

平成22年度は、特にリデュースによる環境負荷削減効果を定量的に把握し、広く情報を提供し、国民のリデュース行動を促すために検討を行っています。

また、平成22年5月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正において、多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画(以下「処理計画」という。)の作成・提出義務について、新たに担保措置を創設し、排出抑制の徹底を図っています。

このほか、レジ袋削減に続く次なる取組の一つとして、使い捨て飲料容器の削減を図る「マイボトル・マイカップキャンペーン」を展開し、さらなるリデュースを促しています。

廃棄物発電の導入等による熱回収の徹底

平成 22 年度は、循環型社会形成推進交付金において、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設又はし尿処理施設）の基幹的設備の改良により、施設の長寿命化及び温暖化対策を推進する市町村等に対して、基幹改良に伴い、施設の稼働に必要なエネルギーの消費により排出される CO₂ が 3 % 以上減少する場合は事業費の 1 / 3、高効率な発電設備の整備等により、CO₂ 排出量が 20 % 以上減少する場合は 1 / 2 を交付する新たなメニューが追加されました。

また、平成 22 年 5 月の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に達するときに都道府県知事の認定を受けることができる制度（以下「熱回収施設設置者認定制度」という。）を創設し、単純焼却から熱回収を伴う焼却への移行を図っています。

再生可能エネルギーやバイオマス系循環資源の有効活用による温室効果ガスの削減

平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、2020 年におけるバイオ燃料の導入目標（全国のガソリンの 3 % 相当以上の導入を目指す。）が定められました。また、平成 22 年 12 月にバイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 51 号）に基づく、バイオマス活用推進基本計画が閣議決定されました。そのほか、地域で発生する食品残さを飼料化するエコフィード（食品残さ利用飼料）の取組、木質等のバイオマスのエネルギー利活用施設整備等を行っています。

静脈物流システムの構築

平成 22 年 9 月に「港湾における循環資源の取扱に関する指針」を作成し、循環資源の取扱に関する港湾の管理運営の方針として、リサイクルポート指定港の港湾管理者宛てに周知しました。

（ 2 ）循環型社会、自然共生社会の統合的な取組

生物多様性国家戦略 2010 の策定

平成 22 年 3 月に、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定し、自然共生社会と循環型社会の統合的な取組を推進することが明記されました。10 月に名古屋で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）においては、生物多様性と循環型社会に関するサイドイベントを開催しました。

自然界で再生不可能な資源の代替材料開発、効率的使用の取組

レアメタルについては、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、引き続き「使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済み小型家電の回収モデル事業を実施して、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済み小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済み小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っています。

リンについては、平成 22 年 3 月に「下水道におけるリン資源化の手引き」を取りまとめ、下水道からのリン回収・利用を進めています。

このほか、希少元素の代替技術・有効利用技術などの開発のためのプロジェクトを進めています。

住宅の長寿命化への取組

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、平成 22 年度は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を 71,200 戸（平成 22 年 4 月～11 月の累計） に対して行っているほか、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置、環境・リフォーム推進事業の実施等の取組を行っています。

自然界で再生可能な資源の持続可能な利用推進

平成 22 年度も引き続き、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成 18 年 3 月閣議決定）に基づくバイオマス等の利活用の促進や森林の適切な整備・木材利用の推進を行っています。

また、平成 22 年 12 月にバイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 51 号）に基づく、バイオマス活用推進基本計画が閣議決定されました。

里地里山の保全等の取組

平成 22 年度は、里地里山保全活用の意義について国民の理解を促し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、里地里山保全活用行動計画を策定しました。

また、生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進を通じて、田園地域・里地里山の保全を図っています。

なお、10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、わが国は、自然共生社会の実現を目指し、農林業等の人間活動を通じて形成・維持されている二次的な自然環境における、自然資源の持続可能な利用・管理を推進するための取組等を“SATOYAMA イニシアティブ”として提唱し、「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」を発足させました。

2 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり

最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定による基盤の整備

平成 22 年度は、各地方環境事務所が中心となり、北海道、東北及び関東ブロックにおいて地域計画を策定するための検討を開始しました。また、中部、近畿及び九州ブロックにおいても引き続き地域計画の策定に向けた検討を行っています。

循環資源の性質別の地域循環圏の構築

ア 循環資源（共通）

平成 22 年度は、平成 21 年度の地域循環圏形成推進に向けた検討会における地域循環

圏の類型化や高度化の方向性等の検討結果を踏まえ、地域循環圏の循環の大きさ、循環資源の種類別に適切なあり方及び支援の方法等につき検討を行っています。また、引き続き循環型社会の形成に向けて地域で取り組んでいる各主体に対して先進的な取組を発展させるための支援を行っており、7地区において実証事業を行っています。地域振興の基軸として推進するエコタウン事業は、現在までに全国26地域が承認され、先進的な環境調和型のまちづくりを進めています。

さらに、循環型社会形成推進交付金制度により、各市町村がごみ・し尿の安心・安全な処理、リサイクル、エネルギー利用に必要な施設整備を一括して行うことを支援することで、地域循環圏づくりの取組を後押ししています。

イ バイオマス系循環資源

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン構想」について、平成22年度末までに300地区を目標に取組を進めています。平成22年11月末現在で286市町村が公表しています。

また、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（リサイクルループ）の認定については、平成22年11月末現在で26件の認定がなされています。

ウ 家畜排せつ物や下水汚泥の有効利用

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の管理基準適用農家戸数に占める、施設整備農家戸数の割合は平成21年度には89.2%に増加し、たい肥等の循環的利用が進んでいます。

下水汚泥の有効利用については、平成20年度にエネルギー・緑農地利用された割合（下水道バイオマスリサイクル率）は約23%にとどまっており、下水処理場のエネルギー供給拠点化、下水汚泥からの有用資源（リン等）の回収・利用を進めています。

エ 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源

各種個別リサイクル法等の着実な実施のほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用しています。平成21年度末までに、広域認定制度では、一般廃棄物で81件、産業廃棄物で189件の認定を行い、再生利用認定制度では一般廃棄物で63件、産業廃棄物で48件の認定を行っています。また、小型家電からのレアメタル回収のためのモデル事業を行っています。

3 一人一人のライフスタイルの変革

環境教育、環境学習

平成22年度は、全国の小中学生を主な対象として3R活動等自主的な環境保全活動を支援する「こどもエコクラブ」の実施や環境教育、環境学習の指導者に対する講習会等を実施しています。また、学校教育はもとより、地域の環境・エネルギー教育を推進するため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するとともに、多くの学校では、地域のNGO/NPO等と連携しながら生涯学習にも役立つよう取り組んでいます。

また、容器包装廃棄物の排出を抑制する取組の啓発等を図るため、平成 22 年 5 月に新たに 8 名の容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）を委嘱し（計 96 名）、消費者への指導・助言等を行っています。

国民運動、普及啓発など各主体の取組を支えるシステムの形成推進

平成 22 年度は、佐賀にて 3R 推進全国大会及を開催し、全国大会期間中に約 51000 人の参加を得ました。このほか、環境にやさしい買物キャンペーン、全国 7 ブロックでの地方大会の開催等、3R 推進月間での各種事業実施や、HP 掲載、パンフレット等により、先進優良事例の紹介やライフスタイルの見直しにつながる情報提供・普及啓発を行っています。

また、平成 22 年 6 月より、使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」を展開し、大学等での実証実験など情報発信を行っています。

4 循環型社会ビジネスの振興

環境物品等の調達促進

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進すべき調達物品等の種類）は、11 品目を追加し 1 品目を削除する等の見直しを行った結果、平成 22 年 2 月現在で 19 分野 256 品目となりました。

また、地方公共団体における組織的なグリーン購入をさらに促進するため、平成 22 年 3 月に、「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改訂し、組織的なグリーン購入の具体的取組方法をマンガで分かりやすく解説する等、内容の充実を図りました。

一方、グリーン購入を行う調達者が特定調達品目の判断の基準を正しく理解し、より円滑な環境物品等の調達を容易にすることが急務となっているため、既存の環境ラベル等の情報を活用する等のわかりやすい方法を示した「グリーン購入の調達者の手引き」を策定し、関係省庁、地方公共団体、関係団体等に配布しました。

サービサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援

リユースについては新しい市場として注目を浴びているところであり、平成 22 年よりリユースの取組の活性化を図るため、リユース推進に向けた課題、支援策等の検討を開始しました。

適切な情報提供

グリーン購入を行う際の調達者の利便に資するべく、国内にある環境ラベル等を環境省ホームページに掲載しています。平成 22 年度 11 月末で 149 件の環境ラベルに関する情報が登録されており、引き続き掲載情報の追加が見込まれます。

環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の支援

ガイドラインによる環境報告書や環境会計の作成支援等の取組を進めています。平成

22年度は、「企業の環境情報開示のあり方」検討会を開催し、平成23年度の環境報告、環境会計各ガイドラインの改定に向けた議論を行っています。

経済的手法の検討

関係者が3Rに自主的に取り組むことを促す、市場メカニズムを活用した手法の活用について検討しています。平成22年度は、3R行動にポイントを付与する制度を導入するためのガイドラインの策定に向けた検討を行い、ポイント制度の導入の手順等の情報提供を行っています。

優良な廃棄物事業者の育成

優良な廃棄物事業者の育成を図り、「悪貨が良貨を駆逐しない」環境整備に取り組んでいます。平成22年度は、廃棄物処理法の改正により、優良な産業廃棄物処理業者について許可の有効期間を延長する特例制度の創設、不法投棄等に係る法人重課の罰則を強化しました。このほか、産業廃棄物処理業の優良化を一層推進するため、産業廃棄物処理業に係る優良性評価制度の普及啓発を行い、処理業者の優良化への意識向上を目指した研修会を開催しました。平成22年10月末現在、325事業者（許可件数としては3,369件）が優良性の判断に係る評価基準への適合確認を受けています。また、都道府県独自の制度により、196事業者（同768件）が優良性の適合確認を受けています。本制度は、廃棄物処理法の改正に伴い、平成23年度から優良廃棄物処理業者をより一層支援する新制度に移行することとなっています。

金融支援

平成21年7月より中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」において環境と金融のあり方についての検討が行われ、平成22年6月に取りまとめられた報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」では、金融の環境に対する責任や具体的な政策の提言が行われました。

また、3年間でCO₂排出6%削減等の意欲的な目標を誓約した企業の地球温暖化対策設備投資について、環境格付融資（環境対策に積極的に取り組む企業を評価し、評価結果に応じて利率を決定する融資）を行う金融機関を通じ、利子補給を3年間行う利子補給事業を行っており、現在52の金融機関が参加しています。

5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実

発生抑制につながる上流対策等の充実を主眼に、主体間の連携や適切な役割分担等の観点を踏まえた各種リサイクル制度、廃棄物処理制度の充実・強化

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図っています。

平成22年5月の廃棄物処理法の改正により、排出事業者が行う産業廃棄物の補完に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入及び建設工事に伴い生ずる廃棄物について元請業者への処理責任の一元化を行うとともに、廃棄物の不法投棄等に関する罰則を強化するなど、廃棄物の適正な処理を確保するため措置が

講じられました。また、前述の処理計画に関する担保措置の創設による排出抑制の促進、熱回収施設設置者認定制度の創設による単純焼却から熱回収を伴う焼却への移行の促進及び廃棄物を輸入することができる者として国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を委託して行う者の追加など、廃棄物の適正な循環的利用を促進するための措置が講じられました。

資源有効利用促進法については、平成 22 年度は、対象業種及び製品に関する法律の施行状況を調査し、取組状況の把握を行っています。

容器包装リサイクル法については、市町村への資金拠出制度に基づき、平成 21 年度分について、平成 22 年 9 月に合計 1443 市町村に資金拠出が行われました。また、平成 22 年 1 月より再開された中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度に関する現状と課題等についての議論を行い、今後の本制度のあり方について、同年 10 月に取りまとめを行いました。

家電リサイクル法については、平成 21 年 4 月 1 日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く。）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行いました。また、平成 21 年 11 月には、指定取引場所における使用済み家電 4 品目の引取台数が 1 億台を超えるなど、リサイクル実績は着実に向上しています。

食品リサイクル法については、平成 22 年度も、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定（7 件）や再生利用事業者の登録（10 件）が行われています。

建設リサイクルについては、「建設リサイクル推進計画 2008」に基づく施策の実施、建設リサイクル法の徹底などにより、建設リサイクルを推進しています。平成 22 年度は、「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を踏まえ、建設リサイクル法の省令改正に続き、基本方針の改正など必要な措置を講じていくとともに、コンクリート塊などの資源価値に応じて価値の高い用途での利用を繰り返し進めるカスケード利用等について検討しています。

自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）とエアバッグ類の再資源化の数値目標を達成（平成 21 年度実績）するなど、効果を上げています。また、平成 22 年 2 月に施行後 5 年が経過し、自動車リサイクル法で定める見直しの時期を迎えたことから、平成 20 年 7 月より中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において見直しの検討が進められ、平成 22 年 1 月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」がとりまとめられたところです。本報告書では、自動車リサイクル制度は概ね順調に機能していると総括する一方、今後対応すべき事項として、中古車と使用済み自動車の取扱いの明確化、使用済自動車の循環的な利用の高度化、自動車リサイクル制度の安定的な運用、中長期的な変化に対する自動車リサイクル制度の対応が低減されています。このうち、については、使用済自動車を判別するためのガイドラインを作成すべく、平成 22 年 7 月に中央環境審議会及び産業構造審議会の合同審議会ワーキンググループで議論を開始しました。

平成 22 年度は循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の制定から 10 年の節目であることから、循環法体系における循環基本法の果たす役割等について検証を

行っています。

市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援

市町村等を対象に「一般廃棄物処理有料化の手引き」の普及等により、ごみ減量に資する一般廃棄物処理有料化の全国的な導入を推進しています。また、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物会計基準」の普及を進めることで、家庭ごみの再資源化や廃棄物発電等のエネルギー回収の徹底に向けた市町村の分別収集や適正処分の段階的な高度化、効率化を推進しています。平成22年度は、一般廃棄物会計基準に関する質問受付窓口を設置し、一般廃棄物会計基準の更なる普及を図っています。

有害廃棄物等の対策

アスベストの適正処理については、平成22年度に、2件の石綿無害化処理認定を行い、廃石綿等の無害化処理が開始されました。また、再生砕石への石綿含有廃棄物混入問題に関して、厚生労働省、国土交通省及び環境省が共同して都道府県等宛て通知を発出し、環境省としては、立入検査の実施及びその報告を求めるとともに、破碎施設等廃棄物処理施設において廃棄物処理法に違反した処理が行われることのないよう指導の徹底等対応を行いました。

PCB廃棄物の処理については、国が定めたPCB廃棄物処理基本計画に基づき処理を推進しています。PCB廃棄物のうち、PCBを使用した高圧トランス及び汚染物等の処理については、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備を進めています。また、微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったもの（微量PCB汚染廃電気機器等）については、廃棄物処理法に基づく都道府県知事の許可に加えて、同法に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとしており、平成21年11月に関係省令及び告示の改正を行いました。

船破りサイクルについては、平成21年5月に「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約」を採択するとともに、船舶解体実証実験を実施した。

不法投棄・不適正処理対策

廃棄物が適切に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェストについて、電子マニフェストの利用割合が約19%（平成21年度実績）であることから、その拡大を目指し、引き続きシステムの利便性向上や普及啓発に取り組んでいます。

また、平成16年度に策定・公表した「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、平成19年度より毎年度、国民、事業者、都道府県等、国等の各主体が一体となって「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」（毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）まで）を中心として、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施しています。さらに、ITの活用、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等を行っています。平成21年度からは、衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止・拡大防止対策のモデル

事業を実施し、不法投棄等の撲滅に向けてさらなる推進を図っています。

不法投棄等の残存事案対策については、平成 10 年 6 月 16 日以前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、産廃特措法に基づく財政支援を行っています。また、平成 10 年 6 月 17 日以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、廃棄物処理法に基づく財政支援を行っています。

なお、環境省では、毎年度、産業廃棄物の不法投棄等の状況に関する調査を行い、その実態把握に努めています。

廃棄物処理施設や最終処分場の整備等における広域的な対応

一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により改善しているものの、残余容量は減少しており、依然としてひっ迫した状況にあります。このような状況の中、環境省としては最終処分場を含む一般廃棄物処理施設の整備に対して循環型社会推進形成交付金による支援を行っており、平成 21 年度には 38 件の最終処分場整備に対して当該交付金による支援を行いました。産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により改善しているものの、特に大都市圏において依然としてひっ迫している状況は続いており、最終処分場の整備を促進しています。また、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っており、平成 21 年度は、3 事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助を行いました。

海面処分場の整備

内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れるため、平成 22 年度は、全国 15 港及び大阪湾で海面処分場の整備を実施しています。

漂流・漂着ごみ、災害廃棄物対策

平成 22 年 3 月に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づく海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が閣議決定され、施策の着実な施行に努めています。また、「地域グリーンニューディール基金」を通じ、地域の関係者の連携による効果的な海岸漂着物対策の推進を支援するなど財政的な支援を行っています。また、漂流ごみに関しては、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明・八代海の閉鎖性海域において、海面に漂流する流木等の漂流ごみや船舶等から流出した油の回収を行っています。

市町村により分別収集された使用済ペットボトルの指定法人等への円滑な引き渡しの促進

市町村により分別収集された使用済ペットボトルは、基本方針に基づき、指定法人等への円滑な引渡しを促進することが必要であり、指定法人以外の事業者に引き渡す場合にあ

っては、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要です。このため、輸出等市町村における独自処理に関する実態調査を行い、基本方針に基づく対応について周知、徹底を行っています。（平成 22 年度調査を踏まえ更新予定）

6 3R の技術とシステムの高度化

製品ライフサイクル、サプライチェーンの観点からの 3R 技術・システムの開発等
製品のサプライチェーン全体の資源投入量の低減を図るための取組として、平成 22 年度は引き続き 8 件のモデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例を創出しています。

製品が廃棄・使用済みとなり循環的利用及び適正処分される段階における多段階のリユース、リサイクル技術・システムの高度化

小型家電については、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、引き続き「使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済み小型家電の回収モデル事業を実施して、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済み小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済み小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っています。

バイオマスを活用する技術・システムの高度化

廃棄物系バイオマスについては、分別収集方法、再生利用方法等を含めた効率的な利活用パターンを示すため、平成 20 年度からモデル地域における実証などを行っています。

また、食料供給と両立する低コストで高効率なバイオマス利用技術を開発するため、平成 22 年度も引き続きバイオ燃料やマテリアル製造技術の開発、バイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築などに取り組んでいます。

研究・技術開発の支援

循環型社会形成を推進するための科学研究費補助金による支援等により、廃棄物処理に係る研究・技術開発を支援し、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っています。また、廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理を推進しています。

平成 22 年度は、「廃棄物からのレアメタル回収」、「廃棄物系バイオマスの利活用推進」、「有害廃棄物の無害化処理」及び「漂着ごみ問題の解決」等を重点テーマとして研究・技術開発の支援を実施しています。

7 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成

情報の的確な把握・提供

平成 22 年度は、我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の情報のとりまとめ等を行ったほか、廃棄物政策の確実な推

進及び温室効果ガス排出算定の基礎資料とするため、統計の速報化を行いました。このほか、第二次循環基本計画に盛り込まれた一次資源等価換算等の方向性について検討する予定です。

分かりやすく顔の見える、消費者の目線に立った情報提供

平成 22 年度は、特にリデュースによる環境負荷削減効果を定量的に把握し、広く情報を提供し、国民のリデュース行動を促すために検討を行っています。

このほか、循環型社会白書等を活用し、分かりやすい情報提供に努めています。

人材育成

容器包装廃棄物排出抑制推進員制度など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施しています。

第 2 節 国際的な循環型社会の構築に向けた取組

1 我が国の制度・技術・経験の国際展開

アジアをはじめとする国別 3 R 推進計画の策定支援

平成 22 年度現在アジア 5 ケ国（インドネシア、カンボジア、タイ、バングラディシュ、フィリピン）において、3 R 国家戦略策定支援を行っています。そのうち、インドネシアにおいては政府による承認手続き中です。また昨年まで支援を行っていたベトナムにおいては、2009 年 12 月に 3 R 国家戦略が正式にベトナム国首相に承認されました。

エコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力

ア アジアエコタウン協力

エコタウンの整備を通じて我が国の自治体が蓄積した経験・ノウハウをアジア各国に移転し、アジア各国における資源循環システムの構築に協力・貢献することを目指して、平成 19 年からアジアエコタウン協力を実施しています。具体的には、自治体間協力の枠組みの下、リサイクル分野における事業化可能性調査、中国の地方政府・企業関係者を対象とした訪日研修などの人材育成等を実施しています。

これまで中国において、政府・自治体間合意を経て、北九州市 - 青島市・天津市・大連市、兵庫県 - 広東省、川崎市 - 上海浦東新区との間で協力事業を実施しました。また、平成 22 年度は北九州市 - 大連市、茨城県 - 天津市、福岡県 - 江蘇省との間で協力事業を継続しており、相手国自治体におけるリサイクル制度・設備等のインフラ整備を促進しつつ、自治体間の協力関係を土台として、民間同士のビジネスに繋がる協力を進展しています。

また、アセアンの国・地域についても、平成 21 年度からタイ、マレーシア、インドに拡大し、エコタウン協力を実施しています。

イ 川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力

平成 21 年 6 月に日中環境大臣間で「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に

係る協力に関する覚書」が締結されました。これに基づき川崎市・国立環境研究所と連携し、川崎市及び瀋陽市の循環経済静脈産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築を支援しています。平成 21 年度は瀋陽市におけるペットボトルリサイクル事業の実現可能性調査を実施しました。平成 22 年度は瀋陽市における汚泥燃料化、廃家電・廃プラスチック・食品リサイクル事業に関しての実現可能性調査を実施しています。

安全で衛生的なし尿処理システムの普及支援

し尿処理施設や浄化槽等の日本発の優れた技術と経験を活かして国際的な衛生問題の解決に貢献していくため、下水道システムの海外展開における技術支援や、国内外の関係者をつなぐ国際的なプラットフォームとして設立された「下水道グローバルセンター」や、基礎的な衛生施設、浄化槽等のオンサイトの汚水処理や都市の汚水・雨水対策としての下水道の整備まで幅広いサニテーションを視野に入れアジア太平洋地域のナレッジ・ハブとして設立された「日本サニテーションコンソーシアム」を中心として、わが国のすぐれた下水道技術や、浄化槽等のオンサイト処理システムに関する技術の海外展開により、世界の水と衛生問題の解決に向けた取組を推進しています。

平成 21 年度からは中国、ベトナムをはじめとしたアジア各国の環境行政担当者を集めたワークショップを定期的開催し、ネットワーク構築・情報共有を図っています。

また、平成 22 年 1 月には国際連合大学、アジア開発銀行等と共催により、「2008 年国際衛生年」の取組をフォローアップし、衛生に関する MDG 達成など、衛生問題の解決に向けた課題を議論する「国際衛生年フォローアップ会合」を開催しました。同 2 月には、日本とインドネシア両国のサニテーション分野における事業や施策に関する理解の促進、情報の共有を図る、「日インドネシアサニテーションセミナー」を開催しました。

今後も国際会議への出席や、国内での開催による情報発信・ネットワーク構築に取り組んでいく予定です。

世界各国内の循環型社会の形成支援

ア 途上国に対する住民意識の向上、環境教育

循環型社会の構築も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」を、ユネスコと協力して推進しています。

具体的には、ESD 普及のため、ユネスコバンコク事務所へ ESD 推進のための信託基金を拠出、また ESD の推進拠点と位置づけているユネスコスクール加盟校の増加、ユネスコスクール間のネットワーク強化に取り組んでいます。平成 22 年 3 月当初 136 校だったユネスコスクール加盟校数が、平成 22 年 12 月には 237 校へ増加しました。今後我が国の優良事例を国際的に発信するとともにアジア地域共通のモデル・プログラムの構築を図って行きます。

イ（独）国際協力機構（JICA）による 3R 推進の取組

（独）国際協力機構は、3R の推進に関して、国家レベルの法制度の整備、自治体レベルでの 3R を実施するための体制づくりや、実施計画の構築による廃棄物管理を担う

対処能力強化、 経済的インセンティブの付与や技術開発支援等、民間セクターの3R促進支援を行っています。具体的には、ハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト、中国の循環型経済推進、メキシコにおける3Rのための国家プログラム作成の支援を行っているほか、平成21年度からは、キューバにおいて3R推進のプロジェクトを開始しています。平成22年度には、マレーシア、ベトナム、インドネシア、大洋州（11か国）において新たにプロジェクトを実施予定です。

各国制度の整備状況・廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズの把握、3R技術・システムの提供

ア アジア諸国における実現可能性調査の実施

アジア諸国における3R・廃棄物管理に関する制度の整備状況を調べるとともに、当分野の技術等へのニーズの把握を行うため、アジア各国において3R・廃棄物管理に関する処理技術等のビジネス市場に関する調査を行っています。

平成22年度は中国、インド、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、バングラデシュを対象に3R・廃棄物管理に関するインフラ状況調査を行っています。また実現可能性調査に関しては、北京において蛍光灯リサイクル、瀋陽市において、汚泥燃料化、廃家電・廃プラスチック・食品リサイクル、インドネシアにおいて有害廃棄物処理システムを対象に実現可能性調査を行う予定です。

イ リサイクル実証事業

我が国と中国をはじめとするアジア各国の双方の利益となる循環経済システムを整備するため、平成21年度からリサイクルに関する技術・システム実証事業を実施しています。平成21年度はアジアにおける廃家電や廃液のリサイクルの実証事業2件を、平成22年度にはセメントキルンを利用したリサイクルの実証事業1件を補助金等により支援しています。

また、3R関連企業の国際見本市を、平成22年10月に福岡で開催し、平成23年1月には東京にて開催予定です。

研修生の受け入れ

JICAやAOTS(財団法人海外技術者研修協会)等の研修プログラムの一環として廃棄物管理分野においても、研修プログラムを実施し、開発途上国から研修生を受け入れていきます。今後ともこうした研修生の受け入れを通じ、各国の3R推進を支援して行きます。

2 東アジア全体などでの資源循環の実現

東アジア諸国との多国間協力

ア アジア3R推進フォーラム

アジアでの3R推進の国際的推進のプラットフォームである「アジア3R推進フォーラム」については、平成21年11月に、東京での「設立会合」で「東京3R宣言」が合意され、同フォーラムに基づき3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク

ク化等が推進されることになりました。

平成 22 年 10 月にはマレーシアにて同国住宅・地方自治省、国連地域開発センター(UNCRD)との共催により「アジア 3 R 推進フォーラム第 2 回会合」を開催しました。会合にはアジア諸国・太平洋島嶼国 22 カ国、国際機関、NGO、民間企業の代表、専門家が参加し、「グリーン経済と循環型社会に向けた 3 R」とのテーマで議論が行われ、成果として議長サマリーが取りまとめられました。

第 3 回のアジア 3 R 推進フォーラム会合は、平成 23 年にシンガポールにて開催予定です。

また、多様な主体同士での国際的な連携を目指し、持続可能な循環型社会を構築するための市民の知恵と意見を集約することを目的に、平成 22 年 9 月に東京で開催された「アジア 3 R 推進市民フォーラム日本大会」、アジア 3 R 推進フォーラム第 2 回会合のサイドイベントとして日本及びマレーシアの NGO の参加を得て開催された「NGO フォーラム」を支援しました。

イ 日中韓三カ国環境大臣会合

平成 22 年 5 月に第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM12)を北海道にて開催し、2010～2014 年の環境協力の優先分野 10 分野(「環境にやさしい社会 / 3R / 循環型社会」を含む)毎に、目的と行動を示した「3 カ国共同行動計画」を採択しました。また、TEMMの下で循環型社会 / 循環経済 / 3 R セミナーを 3 カ国持ち回りで開催しており、各国の取組についての情報交換、協調した取組の検討を進めています。

これらの協力の深化を通じて、東アジア地域における循環型社会構築を更に推進します。

ウ 南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム

国連環境計画・アジア太平洋地域資源センター(UNEP/RRCAAP)と協力し、国連環境計画(UNEP)と世界保健機関(WHO)の協力による南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラムの下の廃棄物作業部会において、アジアにおける 3 R に関するパイロット事業の実施と優良事例の収集を行っています。2010 年 7 月に「第 2 回南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」が開催され、廃棄物作業部会を含む各部会の活動報告が行われ、都市廃棄物及び医療廃棄物処理に関する次期活動計画が承認されました。

東アジア諸国との二国間協力

平成 22 年 7 月にシンガポール国家環境庁との間で「日本国環境省とシンガポール国家環境庁間の 3R (REDUCE, REUSE, RECYCLE) の促進及び廃棄物管理分野における協力に関する基本合意書」に署名しました。また、平成 22 年 10 月にはインドネシア共和国環境省との間で「日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理の分野における協力覚書」に署名しました。これらに基づき、今後廃棄物分野における協力を行っていきます。

また日中は平成 19 年以降、日韓は平成 18 年以降、廃棄物・リサイクル対策分野での部局長級の政策対話を行っており、情報共有と協力の強化を図っています。

有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク事業の推進

アジア地域を対象としたバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っています。今年度は平成 22 年 11 月 30 日～12 月 2 日の 3 日間、カンボジアにおいてアジアネットワークのワークショップを開催しました。ワークショップにはアジア 11 カ国のバーゼル条約担当官に加えて関係する国際機関や専門家等が出席し、不法輸出入が起きた場合の貨物の返送、有害廃棄物の環境上適正な管理基準について各国の取組や優良事例について議論を行うとともに、今後のアジアネットワークの方向性について意見交換を行いました。

各国の適正処理能力向上の支援

国際的な循環型社会の構築に向けて、まずは発生国の国内で適正に処理することが原則であることから、バーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるコンピュータ機器廃棄物適正管理事業も含め電子電気機器廃棄物 (E-waste) の環境上適正な管理に関するプロジェクトの枠組みを用いて、途上国における有害廃棄物処理体制の整備の支援を進めています。今年度は平成 22 年 7 月にアジア太平洋地域における E-waste トレーニングワークショップが開催され、E-waste の環境上適正な回収・分別・管理に関する現状や今後の課題等について議論を行いました。また、平成 22 年 12 月には、中国においてコンピュータ機器廃棄物適正管理事業に関する会合を開催しました。

国内監視体制

事業者向け説明会の開催による制度の周知徹底 (平成 22 年度は全国 9 箇所で開催)、個別案件に対する事前相談の実施 (平成 22 年度は 10 月末までに、約 29,000 件実施)、税関と連携した立入検査等の水際対策の強化を行っています。

また、「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」(以下、「3R 推進月間」という。)活動の一環として、一昨年より、税関との連携により、廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視強化の取組を重点的に実施しています。昨年の 3R 推進月間においては、近畿地方環境事務所の行った貨物検査において廃冷蔵庫の無確認輸出が認められ、本年 3 月に輸出者を告発し同事業者は、本年 8 月に有罪が確定しました。

使用済み電気電子機器等の輸出時における中古利用に係る判断基準の明確化

有害物質を含んだ使用済み電気電子機器等のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、使用済み電気電子機器等の輸出時における中古品判断基準の明確化等を検討しています。平成 21 年度は、使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定・適用を行いました。

環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化

途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される

限りにおいては、地球環境保全の観点から、推進していくべきです。

平成 22 年 5 月に廃棄物処理法が改正され、従来は輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めていましたが、国内において処理することにつき相当の理由があると認められる場合に限り、国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者も、廃棄物を輸入できることとなりました。

3 アジア 3 R 研究・情報ネットワークと共通ルールの構築

3 R の情報拠点の支援

アジア各国での 3 R 施策推進に係る技術・政策情報を普及するための知識基盤としてアジア工科大学(AIT)に構築された 3 R ナレッジハブを支援し、情報・技術の拠点整備を行っています。平成 21 年度は廃棄物管理・3 R に関する研究成果、民間企業の取組の優良事例、有機系廃棄物に関する取組の優良事例に関する情報の収集等の支援を行いました。平成 22 年度は引き続き 3 R の優良取組事例や 3 R に関する研究成果の収集等の支援を行っています。

4 国際的な資源生産性の向上に向けた我が国の貢献

3 R イニシアティブのさらなる展開

地球サミットで採択された「アジェンダ 21」の取組状況を審査している国連持続可能な開発委員会(CSD)では、2010 年から 2011 年にかけて「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなり、これをうけ、国連と共催で 2010 年 3 月に「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を開催しました。会合では廃棄物管理に携わる世界各地の国、地方政府、公営・民営の廃棄物業者、専門家等の参加を得て、世界の廃棄物管理の状況のレビュー、適正な廃棄物管理や 3 R の推進方策等について議論が行われ、その結果が議長サマリーとしてとりまとめられました。議長サマリーは 2010 年 5 月開催の CSD 第 18 回会合(CSD18)へ提出され、廃棄物管理に関する議論の進展に活用されました。また、CSD18 のサイドイベントを環境省等の主催により開催し、準備会合の紹介を行いました。2011 年 2 月には CSD19 へ向け、ゼロウェイストへ向けたパートナーシップ構築をテーマに「国連持続可能な廃棄物管理会議」を東京で開催予定です。

資源生産性をはじめとする物質フロー指標についての国際共同研究の推進

UNEP 資源パネルでは、平成 21 年 10 月に、最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書が発表され、平成 22 年にはこれまで「社会における金属ストック及びリサイクル率」「生産と消費の環境影響評価 - 最重要な製品、物質」等のレポートが発表されており、国際的な共同研究が進んでいます。我が国からは、UNEP への拠出金により同パネルを支援しています。平成 22 年 3 月には資源パネルに関するセミナーを開催し、同パネルにおける議論のポイントと報告書の国内への周知を行いました。また、OECD における物質フローと資源生産性に関する作業等を支援し、物質フロー指標について国際的な指標の共通化、手法開発等を推進しています。アジア 3 R 推進フォーラム第 2 回会合においても OECD の持続可能な物質管理に関する取組を紹介しました。これらの活動にアジア地域の政策ニーズを反映させるべく、物質フロー指標のより精度の高い共通の指標作成を目

指して、国際的な研究の進展に貢献しています。

全体的評価と課題

第1節 各主体の取組状況の評価と課題

1 国民の取組状況の評価と課題

1人1日当たりのごみ排出量(平成20年度)は平成12年度比では12.8%削減され、第2次循環基本計画の目標を達成しています。要因としては、国民の意識の向上による発生抑制、個別リサイクル法、ごみ処理有料化など着実な3R施策の推進のほか、平成20年度については特に事業系については世界金融危機による影響も考えられます。今後、景気変動の影響にかかわらず国民一人一人のライフスタイルの変革等により、目標達成を維持することが重要です。

レンタル業の市場規模、詰め替え製品出荷率、レジ袋辞退率の増加、使い捨て商品販売量の減少などに見られるように国民1人1人の取組がごみ排出量の削減につながっているものと考えられます。

一方で、取組指標における国民の意識・行動のアンケート調査では、国民の意識は高いもののそれが実際の行動にすべて十分には結びついていないことが引き続き明らかになっています。また、1人1日当たり家庭から排出するごみの量の削減率については目標に向かって着実に進捗していますが、まだ目標達成には至っていません。国民1人1人が自らが廃棄物の排出者であり環境負荷の責任があるという自覚や循環社会づくりの担い手の自覚をもって、具体的な3R行動を実践していくことが必要です。また、意識を行動につなげるために消費者の行動パターンを考慮した仕組みの構築などを行うことも重要です。

国民1人1人が地域の環境に関心を持ち、環境学習・相互交流会や地方自治体、NPO/NGO、事業者等が行う循環型社会づくりの取組に参加・協力することが重要です。

2 NPO/NGO、大学等の取組状況の評価と課題

NPO/NGO、大学等による循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組に加え、NPO/NGO、大学等による情報収集や専門的知識の発信がなされています。

NPO/NGO、大学等の取組は、循環型社会づくりに向けた1つの取組から、異なる主体間の連携、地域を超えた広がりなどに発展していく特長を有しています。地域活性化や地域コミュニティの維持、構築につながるものであり、各主体の連携・協働のつなぎ手となります。このため、NPO/NGO、大学等の取組と地方公共団体、学校、個人等地域における関係者の連携が重要となりますが、こうした連携は広がってきているものの、まだ連携・協働の余地は十分にあると考えられます。さらに、アジアを中心とした国際的な連携の取組が進められており、今後の進展に向けて関係者のパートナーシップ強化が重要です。

地域コミュニティ・ビジネスなどの活動については少なく、また継続性、発展性が課題であることから、取組の効果の評価もきちんと行いながら取組を進めていくことが重要です。

3 事業者の取組状況の評価と課題

経団連は環境自主行動計画における産業廃棄物最終処分量の削減目標を二年前倒しで達成しており、景気低迷等の影響はあるものの、その取組は高く評価できます。新たな環境自主行動計画の目標の達成に向けて、各業界、各企業が主体的かつ積極的に3Rに取り組むことが重要です。各業種の独自指標については、その定義を明確にし、さらに共通の視点に立った目標を検討するなど国民に分かりやすいものとするのが重要です。

我が国全体の平成20年度の産業廃棄物の最終処分量は、平成12年度比、平成2年度比とも目標を達成しており、物質フローの出口側の最終処分量の削減については進んでいます。

一方で、入口側の資源生産性については、土石系資源投入量を除いた資源生産性が減少しているなど、更なる取組が必要です。具体的には、天然資源等投入量の抑制、循環資源のサプライチェーンの川上での利用の増加などが求められます。

LCAなどを実施し、取引先の選択を含むサプライチェーンの各段階での環境配慮の徹底、川上 - 川中 - 川下の連携が重要です。発生抑制、再使用、再生利用を進め、特に再生利用に当たっては、循環資源を再生利用するだけでなく、再生利用により製造された製品の質の確保を図り利用促進の仕組みづくりを進めることが重要です。

いわゆる動脈産業と静脈産業の連携は広がってきたと考えられますが、循環資源の受け入れ先を拡大するなどさらに多様な形で連携・融合を進めることが重要です。

川上 - 川中 - 川下の取組を消費者に対して情報発信し、CSRや付加価値につなげていくなど消費者への正確な情報提供と情報の透明化を進めることが重要です。

循環型社会づくり、低炭素社会づくりの取組に加え、生物多様性保全など自然共生社会づくりに向けた取組も事業者において進んできました。それぞれの取組を評価し、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組をいかに効率的に行うか、相乗効果をもたせる方法等について、国と事業者で議論を進めることが重要です。

3Rの取組は、不適正処理の徹底排除を大前提として、業種や事業者の規模等にかかわらず、産業界全体の取組として行っていくことが重要です。

循環資源の中には、利用先が限定的であり、減量化、リサイクル等も限界に達しつつあるとされるものもあります。また、経済のグローバル化に伴い、高品位な循環資源が海外

へと流出している場合もあります。そのため、官民一体となって、発生抑制等を進めつつ、国内における安定的な循環利用先の確保、循環利用製品の利用拡大及び技術開発等を進めることが重要です。

4 地方公共団体の取組状況の評価と課題

地域の循環基本計画等策定数が上昇しているなど地方公共団体による循環型社会づくりの意識、取組は広がってきていると考えられます。地域循環圏を構築しつつ地域活性化を図り、循環型社会を地域から形成する上では、地方公共団体のコーディネーター役及び事業実施者としての役割が重要です。地方公共団体が地域の中核となって循環型社会への取組を積極的に進めることが重要です。地域の関係者の連携の場の提供、優良事例についての情報の提供、効果発信などを積極的に行うことが必要です。また、地方公共団体間での先進事例の共有等も効果的です。

地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、一般廃棄物処理の有料化等の経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号及び第9条第2号の再生利用指定制度の活用など地方公共団体において利用できる手法を積極的に活用することも重要です。

地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じた最適な地域循環圏の構築を考慮しつつ、地域における循環型社会形成推進のための基本計画を策定し、評価、必要な見直しに努めることも必要です。

地方公共団体におけるグリーン購入は実施率100%という目標を目指し、地方公共団体自らが事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して行う必要があります。

第2節 国の取組状況の評価と課題

1 国内における取組状況の評価と課題

循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開

ア 低炭素社会との統合的取組

循環型社会づくりと低炭素社会づくりの取組の相乗効果(シナジー)を最大限に発揮するよう取り組み、2020年(平成32年)までに1990年(平成2年)比で温室効果ガスを25%削減するという目標に向けて貢献していくことが重要です。

まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境負荷低減に配慮しながら、再使用、再生利用、熱回収という循環基本法に定める優先順位を基本として循環的な利用を行う必要があります。その際、より効率的、効果的に3Rを推進するため、LCAの観点の強化が重要です。さらに、LCAの結果等については、わかりやすい形で情報提供を行い、循環資源の

利用が温室効果ガス削減に役立つこと等について周知を図っていくことも必要です。

廃棄物発電の導入については、熱回収の1つの手段として進める必要がありますが、循環型社会づくりと低炭素社会づくりの統合的取組の視点を考慮しながら推進することが重要です。ごみ処理の適正な規模での広域化による安定的な焼却等により、できる限り効率的に発電することや熱回収の進んでいない中小廃棄物業者などに対する熱回収促進のための措置など持続的な廃棄物発電のあり方を考えていくことが重要です。

国内で生産されたバイオマスについては、循環基本計画のほか、バイオマス活用推進基本計画等に基づき引き続き利活用を進めることが必要です。

イ 自然共生社会との統合的取組

本年度は、我が国において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が行われました。我が国が提唱し、COP10で発足した“SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ”を通じて、各国・各国際機関等との情報交換を進めると同時に、国内では、本年度策定した里地里山保全活動行動計画に基づいて、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進などを進め、全国の里地里山の保全と活用を推進していく必要があります。また、我が国は議長国として、3Rが金属等の天然資源の採取を抑制し、廃棄物の最終処分場を減らすこと等により、森林伐採や野生生物の生息地の減少を抑制することとなり、生物多様性保全に寄与するという認識に基づき、循環型社会づくりと自然共生社会づくりの統合的な取組を進めていくことが重要です。TMRはこうした観点からも重要な指標であり、引き続き注視する必要があります。

自然界で再生可能な資源の活用として、持続可能性に配慮して、バイオマスを利活用し、自然界での再生が不可能な資源の利用を抑制する取組は自然共生社会づくりとの統合的取組としても有用なものであり、引き続き進めていく必要があります。

自然界で再生不可能な資源の活用として、小型家電等からのレアメタルの回収、再生利用の取組を進めることが重要です。

循環型社会づくりと自然共生社会づくりの統合的取組にあっても、環境負荷低減に配慮しながら、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収という優先順位を基本として取り組むことが重要であり、効果を把握する方法の検討も行いながら、取組を広げていくことが必要です。

地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり

地域循環圏の形成については、行政区域レベルにおける基盤整備として地域活性化につながるような最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定と、循環資源の性質に応じた適切な規模の地域循環圏の構築という、2つの側面があると考えられます。こうした2側面に留意しつつ、地域循環圏の構築については、適切な財政措置を含めた支援のあり方等、地域循環圏の高度化や更なる発展のための方針について検討する必要があります。その際、離島など地域循環に際して配慮が必要な地域の状況も踏まえた検討が重要です。

ア 地域循環圏の構築の基盤整備としての地域循環圏計画について

地域循環圏の構築については、各地で先進的な取組も進められてきましたが、より一層計画的に進めるために、国は各地域ブロックにおいて、引き続き地域循環圏計画の策定を進めることが重要です。都道府県や市町村においては、行政による地域循環圏の基盤整備として、地域における循環型社会づくりの方針を示した基本計画等の策定及び検証・見直しを引き続き進める必要があります。地域の循環基本計画等の策定にあっては、計画が地域の循環資源の適切な利用につながり、地域活性化にもつながることから、廃棄物の適正な処理にとどまらず、循環資源の利用にまで十分に踏み込んだものとするのが効果的です。また、エコタウンやバイオマスタウン構想、市町村バイオマス活用推進計画など地域での関連する計画等と連携を図り、効果的な施策の実施につなげることが重要です。

イ 循環資源の性質に応じた地域循環圏の構築について

(バイオマス系)

バイオマス系循環資源については、コミュニティや地域レベルなど比較的小規模な地域における循環が主であると考えられることから、都道府県や市町村が中心となって、循環基本計画やバイオマス活用推進基本計画等に基づき、関係者の連携の下で取組を進めるべきです。その際、食品リサイクル法に基づくリサイクルルールの認定制度の活用など、地産地消の取組を進めることが重要です。また、持続的な取組とするために、バイオマス利活用の取組を地域コミュニティ・ビジネスとして育成することも有用です。

家畜排せつ物については、引き続きたい肥化等の循環利用を進めることが重要です。このため、利用者のニーズに応じたたい肥生産を行うとともに、その活用先を確保することも必要です。また、地域の実状に応じて、エネルギー利用を図ることも重要です。

下水汚泥の循環利用についてはまだ余地が大きいことから、さらにエネルギー利用等の有効利用を進める必要があります。

(製品系、枯渇性資源系)

引き続き、個別リサイクル法等の着実な執行を進めることが重要です。小型家電からのレアメタル回収をさらに進めるために、循環利用、希少資源の確保の両面からシステム等の高度化を図る必要があります。また、産業間連携により広域的利用、多段階利用を進めることも重要です。

一人一人のライフスタイルの変革

学校における環境教育はもちろんのこと、学校に留まらず、地域が一体となって環境学習を行うことが重要です。その際、各主体が相互に連携しながら取り組むことが不可欠です。この際、地方公共団体や教育機関については、関係者の連携、協働の中心となることが望まれます。

特にリデュース、リユースの取組については、国民1人1人の意識ある行動の積み重ねが欠かせませんが、国民の循環型社会に対する高い関心を具体的な行動に発展させるべく、環境教育・環境学習に取り組みつつ、経済的手法の活用や効果の見える化を進め、消費者の行動パターンを考慮した仕組みの構築など分かりやすく、国民の自

主的な行動につながる取組を行っていくことも重要です。

循環資源を活用した製品の購入行動やリターナブルびんの使用率を向上させるため、環境負荷削減効果の明確化などのインセンティブ付け等について検討をすることも必要です。

循環型社会ビジネスの振興

環境と成長の両立を達成するため、循環型社会ビジネスの振興を図ることは重要です。平成20年度は、世界金融危機の影響を受け、循環ビジネスの市場規模は縮小していますが、景気変動に影響されない、強い循環ビジネスを育成し、環境負荷と経済成長のデカップリングを達成することが重要です。従来型の循環ビジネスの振興を進めることはもちろん重要ですが、サービサイジングなど所有から利用に向けた新たな分野のビジネス市場の振興についても進めることも必要です。

循環型社会ビジネスが拡大するように、信頼性確保を図りつつ、再生品等の品質等を向上させながら、3Rに取り組むことが重要です。土石系資源投入量を除いた資源生産性や化石資源に関する資源生産性に着目してこれらの値を向上させていくための方策を検討していく必要があります。製品やサービスの環境負荷削減効果など分かりやすい情報提供を図り、循環利用製品の需要を発掘していくことも不可欠です。関係者が3Rに自主的に取り組むことを促す市場メカニズムを活用した手法の活用を進めることも重要です。グリーン購入、契約については、国及び地方公共団体が事業者として積極的に活用することが重要です。

優良な廃棄物業者、リサイクル業者などを育成するとともに、モデルとなるようなシステムについての検討も進めることが必要です。

循環型社会づくりを通じて日本経済の成長につなげるため、世界に通用する静脈産業の育成を進める必要があります。

循環資源の適正な利用・処分にに向けた仕組みの充実

循環型社会形成推進基本法が廃棄物も含めた「循環資源」という概念を用いているように、あらゆる廃棄物等はすべて資源であるという認識の下、有用な資源を有効に活用する循環の取組を進めるための仕組みが重要です。廃棄物等の発生抑制につながる上流対策、主体間連携、役割分担などに着目しながら、不法投棄の防止等の適正処理は確保しつつ、循環型社会の構築に向けた制度等の検証を行っていくことも必要です。

個別リサイクル法の成果については、物質フロー指標と取組指標をつなぐものであることから、その成果に引き続き着目し、目標等については、適宜評価を行うことが必要です。

環境省及び経済産業省が開催する「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」における議論を踏まえ、引き続きレアメタルのリサイクルシステムについて検討を行う必要があります。

循環利用された循環資源が、適正に用いられる状態にあることが、極めて重要であるため、循環資源の利用先の品質の確保も十分に取り組む必要があります。

有害性や処理の困難性に照らして、特別の対応が必要な物質については、法令遵守の徹底を図るとともに、科学的知見を最大限に活用しつつ、適正処理等の仕組みの充実を図ることを検討していくことも重要です。

電子マニフェストの利用割合は年々上昇していますが、50%という目標は達成していないことから、加入率を高めるためにシステムの利便性を一層向上させるなど、引き続き電子マニフェストの普及拡大に取り組むことが重要です。

3Rの技術とシステムの高度化

循環基本計画や技術戦略マップに基づき、取組を進める必要があります。特に、DfEなど上流の取組強化、サプライチェーン企業間の連携強化などに資する技術、システムの高度化が重要です。循環資源の最終製品への利用など水平リサイクルの強化も進めることが不可欠です。

携帯電話や小型家電など、製品が廃棄・使用済みとなった後に循環利用されるための技術、システムの高度化を図っていく必要があります。

循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成

廃棄物統計の早期化はある程度進んだため、今後は早期化を進めつつ、その精度を高めていくことが重要です。また、質に着目した指標などの検討を進めることが重要です。

関係主体の取組がより進展するよう、わかりやすい情報提供を行い、特に実際に行動を行う国民、消費者の目線に立って、取組の効果等の情報提供が重要です。

人材育成については、循環ビジネスを担う人材の育成を引き続き進めるとともに、学校や地域での環境教育に加え、3Rの実践等のためのコーディネーターの養成など専門的な知識を有する人材育成、活用が重要です。

2 国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況の評価と課題

我が国の制度・技術・経験の国際展開

我が国はアジア6カ国における3R国家戦略の策定を支援してきたところであり、このうちベトナムにおいて3R国家戦略が正式に承認されるなど、成果をあげつつあります。今後も、アジアにおける3R国家戦略策定支援を引き続き継続していくことが必要です。

また、各国の廃棄物・リサイクルに関する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や必要とされている技術等のニーズを把握し、各国の状況に応じた循環型社会形成支援のためのプロジェクト、能力開発等を行っていくことが重要です。その際、事業者・NGO/NPO等多様な主体との連携を図っていくことも必要です。

循環型都市づくりへの協力の取組は、3R・廃棄物処理に関する技術を普及させる上で重要です。日中間における協力は都市の数、協力の内容ともに着実に進展しています。今後も引き続き日中における取組を推進して行き、さらに協力を東・東南アジア地域全体に広げていくことが必要です。

我が国には、先進的な廃棄物処理・リサイクル技術を有する静脈産業が形成されて

います。この先進的静脈産業の海外展開を支援することにより、海外での環境保全・資源循環に貢献するとともに、我が国の静脈産業の発展、ひいては経済成長に貢献することが期待されます。その際、廃棄物処理・リサイクル技術の普及には適切な制度が不可欠であることから、我が国の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術に関連する制度とともにパッケージ化し、対象地域への導入支援を行うことが重要です。また、海外の状況に応じたリサイクル事業の実現可能性調査を行うことも重要です。

東アジア全体などでの資源循環の実現

平成21年に設立されたアジア3R推進フォーラムは、平成22年にマレーシアで第2回会合が開催され、平成23年にシンガポールで開催される予定となり、アジアにおける国際的な資源循環に関する政策対話、連携の場としての機能を発揮しており、今後も継続して開催していく必要があります。

また、日中韓三カ国環境大臣会合や南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム等の国際的な枠組みにおいても、3R・廃棄物管理についての取組が進められ引き続き我が国もこれらの取組に貢献することが必要です。

3Rの推進・廃棄物の適正管理をアジアで進めていくためには、二国間での協力プロジェクトの実施が有効であることから、今後も、我が国とアジア各国との間で二国間の枠組みの中で、個別具体的に支援を行っていくことも重要です。

「東アジア循環型社会ビジョン」の策定を視野に入れつつ、アジアにおける適切な資源循環に関する国際協同研究を引き続き推進し、東アジアにおける適切な資源循環の枠組を模索するとともに、成果をアジア3R推進フォーラム等の場で共有し、東アジア地域での循環型社会形成において、我が国が引き続き主導的役割を担うことが必要です。

アジア地域における有害廃棄物の不法輸出入を防止するため、引き続きアジアネットワーク事業を実施し、各国との連携を強化することによりアジアにおける条約実施能力を向上させることが重要です。

国際的な資源循環の観点から、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な廃棄物を、国内における適正処理が確保されている限りにおいて、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理していくことが重要です。

このうち、廃棄物等の輸出入では、適正な取引が行われることが前提であり、不適正な輸出入の防止へ向けた情報の共有や、実際には中古利用に適さない物が中古利用の名目で輸出されることのないよう判断基準の明確化等により、引き続き水際での対策を実施することが必要です。

また、平成22年5月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃棄物の輸入を行える者の門戸が広がられました。今後も国際的な資源循環を実現していくために、廃棄物管理の輸出入に係る制度等を随時検証していく必要があります。

アジア3R研究・情報ネットワークと共通ルールの構築

アジアにおける循環型社会形成のためには、3Rに関する技術・政策情報を普及するための知識・情報基盤である3Rナレッジハブに対し、研究成果や優良事例等のコ

ンテンツ収集等の支援を引き続き行っていくことが重要です。

3 R イニシアティブのさらなる展開

平成 23 年は、CSD が「廃棄物管理」を取組状況の審査のテーマに選んでから 2 年目の年となります。平成 23 年 2 月に「国連持続可能な廃棄物管理会議」が東京にて開催され、その成果等を踏まえ、CSD 19 において「廃棄物管理」に関するこれまでの議論が取りまとめられることとなっています。この CSD 19 の成果を踏まえ、今後も我が国として 3 R イニシアティブのさらなる展開を図っていくことが必要です。

「持続可能な資源管理に関する国際パネル」は平成 22 年には「社会における金属ストック及びリサイクル率」と「生産と消費の環境影響評価」についての二つのレポートが発表され、今後も発表が予定されています。今後も我が国の取組として同パネルを支援するとともに、発表されたレポートを広く普及・啓発していくことが必要です。

OECD における物質フローと資源生産性に関する作業が行われています。今後我が国の物質フロー指標に関する研究、政策両面での進んだ経験を活かし同作業や他の国際共同研究への支援を通じて、国際的に共通な指標の策定を推進していくことが必要です。

第 3 節 今後の展開の方向

目標を設定する物質フロー指標及び取組指標のうち、いくつかの指標については平成 20 年度時点において目標を達成しているように、我が国全体としては、目標達成に向かっていていると考えられます。

3 R の取組の浸透や国民の意識の向上等によるところも大きい一方で、平成 20 年度については世界金融危機の影響による生産量等の減少が影響している可能性が高く、また、指標を分析してみると土石系資源投入量を除いた資源生産性については横ばい傾向にあり、循環型社会に向けた国民の行動などライフスタイルの変革についても取組率が低いものがある等、循環型社会の構築に向けた取組についてはまだ途上にあります。

このため、循環型社会の構築に向けて、政府全体として、以下について重点を置きつつ、取組を推進することが必要です。

土石系資源投入量を除いた資源生産性や化石性資源に関する資源生産性に着目して資源生産性の向上の方策を検討する等、物質の「量」に着目した取組はもちろんのこと、「質」の面にも着目して循環型社会が構築するよう検討を行うこと。循環資源の輸出量が増加傾向にあることから、できる限り循環資源を国内で利用することを旨としながら、循環資源を輸出する場合には循環資源に付加価値をつけて輸出する等により資源生産性の向上に寄与することに留意しつつ、循環資源の輸出入を注視すること。

2020 年（平成 32 年）までに温室効果ガスを 25%削減するという目標や本年度愛

知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の結果等を踏まえ、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を進めること。3Rの効果の見える化など国民に分かりやすく情報提供を行いながら3Rの取組を進め、再使用、再生利用できない場合にはできるだけ効率的な形で廃棄物発電等の熱回収の取組を進めること。バイオマスについては低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの観点からも引き続きその利活用の徹底を図ること。3Rによる金属等の天然資源の摂取の抑制等が、森林伐採や野生生物の生息地の減少を抑制することとなり、生物多様性の保全に寄与する点等にも留意して、自然共生社会との統合的取組のうち、バイオマス以外の取組についても強化を図ること。

循環利用先の限界や社会のすう勢等を考慮し、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進め、そのための政策の方向性の検討を進めること。併せて、それを評価するための指標の検討を進めること。

再生利用や適正処理と比べて取組があまり進んでいない発生抑制、再使用や循環資源を活用した製品の利用促進に係る施策についてはこれまで以上に取り組み、効果の見える化や国民が取り組みやすい仕組みの構築等を進めること。

地域循環圏の構築については、地方公共団体、事業者、NPO/NGO、住民等の関係者のパートナーシップの構築を図り、モデル的な事業や先進事例の結果も踏まえつつ、適切な支援のあり方等、地域循環圏の高度化や更なる発展のための戦略的な方針を検討すること。特に循環資源の性質に応じた複層的な地域循環圏の構築を目指すこと。各地域における地域循環圏計画の策定を引き続き進め、モデル事業など具体的な取組に発展させること。また、循環資源の性質に応じた適切な循環が構築されるよう検討を進めること。

循環型社会づくりを通じて、環境と成長の両立、グリーン・イノベーションによる、「元気な日本」復活につなげること。日系静脈産業メジャーの育成とその海外展開支援、国内静脈産業ビジネスの基盤強化など世界に通用する静脈産業の育成、支援を行うなど、景気変動に左右されない強い循環型社会ビジネスを育成すること。

アジア、さらには世界の循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムやCSD及び二国間協力等の枠組みを活用し、国際機関等と協力して3Rについての理解を広め、3R・廃棄物処理制度構築支援等、具体的なプロジェクトや知識・情報共有、人材育成等を進めていくこと。

おわりに

今年度は循環型社会形成推進基本法が制定されてから10年の節目に当たります。また、第二次循環基本計画の計画期間の目安である5年間の中間年度でもあります。このため、中間点検的な位置づけで、物質フロー指標及び取組指標の客観的データの把握、分析並びにNPO/NGO、事業者、地方公共団体、関係府省からヒアリングを行いました。

点検の結果、目標を設定する物質フロー及び取組指標のうち、いくつかの指標については平成20年度時点において目標を達成していることに示されるように、我が国全体としては、3Rの取組の浸透や国民の意識の向上、制度の充実などの結果、循環型社会に向けた取組が着実に進んでいます。

一方で、目標を達成している指標については世界金融危機による景気低迷等が影響している可能性が高いこと、また、土石系資源投入量を除いた資源生産性、化石系資源に関する資源生産性はあまり改善していない等、課題も明らかになりました。

こうした課題や今後の展開の方向に記載した事項に十分に留意しながら、第二次循環計画の計画期間の後半において、数値目標の安定的な達成、維持を含め、循環型社会の構築が着実に進むよう引き続き点検を行っていきます。

参考資料

国の取組に係る進捗状況総表

- (参考1) 国の取組
- (参考2) 個別法・個別施策の進捗状況調査表
- (参考3) 指標例に係る取組の進捗状況調査表